

令和元年9月10日から
令和元年9月11日まで

標 茶 町 議 会
第 3 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和元年標茶町議会第3回定例会会議録目次

第1号(9月10日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
総務経済委員会所管事務調査報告	11
一般質問	12
深見 迪 君	12
渡 邊 定 之 君	22
鴻 池 智 子 君	31
松 下 哲 也 君	33
類 瀬 光 信 君	39
長 尾 式 宮 君	54
熊 谷 善 行 君	56
鈴 木 裕 美 君	66
延会の宣告	69

第2号(9月11日)

開議の宣告	74
議案第47号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について	74
議案第48号 車両の取得について	75
議案第49号 工事請負契約の締結について	77
議案第50号 標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について	78
議案第51号 標茶町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	87
議案第52号 標茶町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	88
議案第53号 令和元年度標茶町一般会計補正予算	90
議案第54号 令和元年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	90
認定第1号 平成30年度標茶町一般会計決算認定について	93
認定第2号 平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	93
認定第3号 平成30年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	93
認定第4号 平成30年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	93
認定第5号 平成30年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	93

認定第 6 号	平成30年度標茶町簡易水道事業特別会計決算認定について……………	93
認定第 7 号	平成30年度標茶町病院事業会計決算認定について ……………	93
認定第 8 号	平成30年度標茶町上水道事業会計決算認定について ……………	93
議案第 5 5 号	教育委員会教育長の任命について ……………	93
議案第 5 6 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について ……………	94
意見書案第 1 3 号	国民健康保険の子どもに係る均等割保険料（税）軽減措置の導入を 求める意見書……………	95
意見書案第 1 4 号	「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育 費国庫負担制度堅持等の実現に向けた意見書 ……………	96
意見書案第 1 5 号	マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める 意見書 ……………	97
意見書案第 1 6 号	日米貿易協定署名の中止を求める意見書 ……………	97
閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）	……………	98
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）	……………	98
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）	……………	98
議員派遣について	……………	98
日程の追加	……………	98
議案第 5 3 号	令和元年度標茶町一般会計補正予算 ……………	99
議案第 5 4 号	令和元年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算 ……………	99
	（議案第53号・議案第54号審査特別委員会報告）	
閉議の宣告	……………	99
閉会の宣告	……………	100

令和元年標茶町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和元年 9月10日（火曜日） 午前10時03分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 5 一般質問

○出席議員（13名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 渡 邊 定 之 君 | 2番 類 瀬 光 信 君 |
| 3番 長 尾 式 宮 君 | 4番 松 下 哲 也 君 |
| 5番 熊 谷 善 行 君 | 6番 鈴 木 裕 美 君 |
| 7番 舘 田 賢 治 君 | 8番 深 見 迪 君 |
| 9番 本 多 耕 平 君 | 10番 黒 沼 俊 幸 君 |
| 11番 鴻 池 智 子 君 | 12番 後 藤 勲 君 |
| 13番 菊 地 誠 道 君 | |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|-------------|-----------|
| 町 長 | 佐 藤 吉 彦 君 |
| 副 町 長 | 牛 崎 康 人 君 |
| 総 務 課 長 | 齊 藤 正 行 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 武 山 正 浩 君 |
| 税 務 課 長 | 服 部 重 典 君 |
| 管 理 課 長 | 村 山 裕 次 君 |
| 農 林 課 長 | 長 野 大 介 君 |
| 住 民 課 長 | 伊 藤 順 司 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 石 塚 剛 君 |
| 建 設 課 長 | 富 原 稔 君 |
| 観 光 商 工 課 長 | 多 津 美 悟 君 |
| 水 道 課 長 | 平 間 正 通 君 |
| 育 成 牧 場 長 | 常 陸 勝 敏 君 |

病院事務長	浅野隆生君
やすらぎ園長	中村義人君
農委事務局長	相撲浩信君
教 育 長	島田哲男君
教委管理課長	穂刈武人君
指 導 室 長	蠣崎浩一君
社会教育課長	伊藤正明君
中央公民館長	松本 修君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議事係長	小野寺一信君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから、令和元年標茶町議会第3回定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員13名であります。

(午前10時03分開会)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

7番・館田君、 8番・深見君、 9番・本多君、

を指名いたします。

◎会期決定

○議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月11日までの2日間といたしたいと思ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、9月11日までの2日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君)(登壇) さきの臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の5点について補足をいたします

1点目はスポーツ合宿誘致の結果についてであります。

標茶のスポーツ合宿につきましては、地域経済の活性化、人的・技術的交流による情報収集

と良質な情報発信が例年行なわれ、本町の夏の風物詩とも言うべき事業となっております。

本年度につきましては、合宿誘致推進員をはじめ関係者のご努力により武修館高校アイスホッケー部、帯広三条高校スケート部が来町し、総勢で50名の競技者が本町に集い、汗を流していただきました。

しかし、実業団による合宿については、オリンピック前年ということもあり、自由に合宿地を決められないなどの制約があることから、本年度については来町いただけませんでした。また、来年度はオリンピックイヤーということもあり、合宿には来られないと聞いております。それでも、つなぎということでは今年度、来年度ともに本町の合宿地としての魅力が確実に定着し、より広められることができるよう合宿誘致推進員の活動を中心とする積極的な誘致活動は続けてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、スポーツ合宿ではございませんが、武蔵野美術大学基礎デザイン学科の学生14名が塘路で合宿を行いました。

さまざまな方たちが本町を合宿地として訪れ、本町の魅力が多くの方に広められるよう努めてまいりますので、あわせてご理解を賜りたいと存じます。

2つ目は標茶高等学校の間口維持についてであります。

本年度、標茶高等学校につきましては、3間口120名の募集定員に対し、入学者が81名を下回ったことから2間口となりましたが、地元生徒の不安や地域経済への影響を鑑み、要請活動を行なった結果、令和2年度は3間口維持となりましたので、ご報告申し上げます。

ご案内のとおり、標茶高等学校は平成12年に総合学科への転換がはかられ、以来基幹産業酪農の後継者育成、環境教育の実践など、多様な教育の展開がなされ、本町には欠かすことのできない教育機関として位置づけられております。

しかしながら、本年度の標茶高校入学者数が69名であったことから、3間口から2間口となり、北海道教育委員会の令和2年度から令和4年度公立高校配置計画案では、間口数は公表されず、計画決定時に公表されることとなっております。

この状況を受け、標茶高等学校に進学を希望する地元生徒並びに父母からは、入学に対する不安の声が上がり、また、教職員の減少による教育環境の劣化、さらに間口減による生徒並びに教職員の減少は地域経済を直撃するもので、町といたしましては間口の回復に向けて道教委に対し要請行動をしたところであります。

5月14日に開催されました公立高等学校配置計画地域別検討協議会において、町と商工会、標茶高校PTA代表が出席し、商工会事務局長から高校が与える経済効果や人材確保について本町の実情を説明するとともに、3間口募集の維持と総合選択科目を維持できる教職員数の確保を訴え、その後も計画決定会議を前に道教委に対し、生徒募集の状況について説明をし、間口復活を強く訴えた結果、1間口増の3間口とする公立高等学校配置計画が発表されたところであります。

今回は最悪の事態を回避できましたが、令和2年度の入学生徒数を3間口維持できるよう標

茶高等学校並びに教育振興会とも協力しながら生徒確保に向けた支援を行なってまいりたいと存じますので、町議会におかれましても、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

3点目は地方自治法第180条に基づく専決処分についてであります。

この度、工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、3件の専決処分をしましたので、ご報告いたします。

1件目は、平成30年第3回定例会において議決をいただき、工事を進めております「標茶中茶安別線道路改良舗装工事」について、第3回設計変更が生じたことに伴い、契約金額が変更になったものです。

設計変更は、平成31年第1回定例会において、専決処分の報告をした第2回設計変更の契約額1億5,732万3,600円を55万800円減額し、1億5,677万2,800円に変更したものです。

理由としましては、取付道路の形状について、土地所有者との協議により変更したこと及び設計図書で不確定であった抜根物の処分量が確定され、数量変更に伴う設計書精査の結果、契約金額が減となったものであります。

2件目は、令和元年第2回定例会において議決をいただき、工事を進めております「令和元年度桜南町営住宅建替事業（M-8号棟）建築主体工事」について、設計変更が生じたことに伴い、契約金額が変更になったものです。

設計変更は、当初契約金額5,563万8,000円を7万7,000円増額し、5,571万5,000円に変更したものです。

理由としましては、工事の施工に当り、受注者が行った現地調査により、当初設計で不確定であった、柱状地盤補強材の長さが確定され、数量変更に伴う設計書精査の結果、契約金額が増となったものです。

3件目は、令和元年第2回定例会において議決をいただき、工事を進めております「令和元年度桜南町営住宅建替事業（M-9号棟）建築主体工事」について、設計変更が生じたことに伴い、契約金額が変更になったものです。

設計変更は、当初契約金額5,577万円を13万2,000円増額し、5,590万2,000円に変更したものです。

理由としましては、工事の施工に当たり、受注者が行った現地調査により、当初設計で不確定であった、柱状地盤補強材の長さが確定され、数量変更に伴う設計書精査の結果、契約金額が増となったものであります。

以上3件の工事請負契約の変更について地方自治法第180条第2項の規定によりご報告いたします。

4点目は、ヒグマによる家畜被害の発生についてであります。

本年7月16日午後3時30分ごろ下オソツベツの牧場で乳牛が1頭、ヒグマに襲われて死亡していることが判明し、その後久著呂、茶安別、阿歴内などの牧野でも乳牛と肉牛が襲われる事案が発生し、7月16日以降、2カ所の農場、5つの牧野、合わせて7カ所で、死亡牛が11頭、

行方不明牛が3頭、ヒグマによる外傷があった牛が13頭の被害状況となっています。

町の対応といたしましては、北海道ヒグマ管理計画を準用し、今回のヒグマを問題個体と位置付け、捕獲に向けて必要な行動と、偶発的人身事故防止のための注意喚起などの取り組みを行っています。

問題個体の捕獲については、発生した現場付近に箱わなを5個設置しております。また、箱わなの設置個所には問題個体を特定するため、定点カメラを設置し情報収集を進めているところでございます。現在の設置個所は下オソツベツと上茶安別の個人農場、標茶町有上茶安別牧野、上茶安別共同牧野です。

8月17日と9月1日と9月2日に3カ所の箱わなで3頭の個体を捕獲しております。

巡視活動については、箱わなの設置個所の巡回パトロールのほか、発生が近い阿歴内・茶安別地域では猟友会のハンターの巡回強化をおこなっております。

問題個体の特定の為、被害が発生したそれぞれの現場では、ヒグマの研究機関である、道立総合研究機構環境科学センター職員の方にお越しいただき、ヒグマの個体の特定につながる体毛やふんなどを採取し、DNA検査を行っていただきましたが、現在のところは7月16日に発生した現場の個体しか特定されていない状況でございます。

農家や一般町民向けにはみるメール、FAX、ヒグマの出没地図を掲載した折り込みチラシ、広報しべちゃへの掲載、公共施設へのポスター掲示などで注意喚起をしているところでございます。新聞等のメディアへの対応は釧路総合振興局の記者クラブを通じての周知を行っているところでございます。

今後の対応策ですが、ヒグマ捕獲についての知識・経験の豊富な知床財団や南知床ヒグマ情報センターなどからアドバイスをいただきながら問題個体の捕獲に向けて対応していくところでございますので、ご理解願いたいと存じます。

5点目は、憩の家かや沼についてでございます。

くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」の指定管理者でありました株式会社標茶町観光開発公社の破産手続きに係る債権者集会在令和元年6月26日、釧路地方裁判所で開催され破産管財人から財産状況の報告がなされた結果の説明を受けましたので、ご報告申し上げます。

報告された内容は令和元年6月14日現在の状況であります。公社の資産は約740万円。負債は約4,900万円であり、その負債の内訳といたしまして、財団債権は約850万円。一般債権は約4,050万円であります。

その資産から負債を差引いた資産不足額は4,160万円となっておりまして、公社の資産では、財団債権へ一部充当することしかできないため、一般債権者への配当の見込みはない旨の報告がされました。

今後の方針につきましては、資産のうち、未回収の出資金と長期分割金がありますが、出資金の回収は来年7月にならないと支払われないとのこと。そして、長期分割金については、出資金の回収時点で、未回収の残額を債権回収業者に売却し、財団債権の一部に弁済したいと

いうことでもあります。次回の債権者集会は、本年12月の予定でございます。

例年、株主総会終了後の9月定例会で行っていましたが、地方自治法第243条の3第2項の規定による標茶町観光開発公社の経営状況の報告の提出については、現在、標茶町観光開発公社の破産処理は継続されており、公社からの報告は提出されないため、町の調査による書類作成を行っているところであり、できるだけ早い段階で報告したいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 令和元年第3回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物を持ちまして詳細にご報告しておりますが、以下7点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、外国語指導助手の交代についてであります。

平成29年7月から外国語指導助手として活躍されていた「キャサリン・ソローズ」さんが任用期間満了により、去る7月23日に退職され、その後任として「アーカート・マーガレット」さんが7月29日に着任しました。

アーカート・マーガレットさんは、アメリカ・ニューハンプシャー州のウルフボロ出身で、セント・ローレンス大学では政治学を専攻していました。

日本に来るのは初めてで、日本語も現在勉強中ですが、日本の子どもたちに英語を教えたいとの思いから、今年大学卒業後すぐにALTを希望したそうです。

趣味はハイキングで、年齢も子ども達に近いということもあり、本町の児童生徒に、より身近な「外国語教育と国際理解教育」に大きな成果をもたらすものと期待しています。

2点目は、令和2年度から使用する小学校用教科用図書及び令和2年度に使用する「特別の教科 道徳」を除く中学校用教科用図書の採択結果についてであります。

教科用図書の採択にあたっては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、本年5月21日に、管内5町1村の教育委員会で構成する「第1回第13教科用図書採択地区教育委員会協議会」を開催しました。

協議会には調査委員会を設け、専門的な調査研究を行わせ、その調査結果の報告を踏まえて、教科用図書に関する地区内の実態などに応じて1種類を採択する協議を行い、8月9日開催の第4回協議会において採択の決定がなされ、8月28日開催の第8回定例教育委員会において採択結果を報告しました。

なお、採択された小学校用教科用図書は、国語、書写、社会、生活、音楽、道徳、英語の発行者が「教育出版株式会社」、算数、保健については「東京書籍株式会社」、理科については「株式会社新興出版社啓林館」、地図については「株式会社帝国書院」、図工については「日本文教出版株式会社」、家庭については「開隆堂出版株式会社」となっております。

また、「特別の教科 道徳」を除く中学校用教科用図書は、国語、書写、社会地理、社会歴史、中学音楽、中学器楽、英語については「教育出版株式会社」、社会公民、数学、理科、保健体育、技術・家庭の（技術分野）、技術・家庭の（家庭分野）については「東京書籍株式会社」、地図については「株式会社帝国書院」、美術については「日本文教出版株式会社」となっております。

3点目は、児童・生徒のいじめに関する状況調査についてであります。

町教委としましては、「いじめはどの地域、どの学校でも起こり得る」という認識のもと、年2回の調査を実施し、よりきめ細かく実態を把握し、いじめの早期発見・早期対応と未然防止に役立てております。

6月に実施しました、今年度前期の結果についてご報告いたします。

まず、「4月から調査日までに、いやな思いをしたことがある」と回答した児童生徒は、小学生で約16%（63名）、中学生では約3%（7名）でした。

また、「どんなことをされましたか」の問いに対しては、「仲間はずれ、無視」が小中学校ともに最も多く、小学校では「たたく、蹴る」、中学校では「物隠し、いたずら」「悪口」が続いております。

一方、「いじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますか」の質問では、小学生の約97%、中学生の約95%が「そう思う」と回答し、小中学生とも増加しています。「いやな思いをしたとき誰にも相談しない」と回答した小学生が約3%（11名）、中学生が約11%（22名）となっており、相談体制の確立とともに、児童生徒の援助希求態度の育成が課題となっております。

しかしながら、いじめの解消がほとんどされていることや、「いじめ相談窓口のカード」を知っているという回答が増加していることなどから、児童生徒のいじめに対する理解や意識が向上してきていることが見られました。

この調査では、本人が「いやな思いをした」と感じたものは全て取り上げ、指導の対象としており、調査結果については、全家庭に配布し、家庭と情報を共有しています。

今年度も町内の各小中学校では「児童生徒によるいじめ根絶1学校1運動」に取り組むとともに、「標茶町いじめ根絶子ども会議」を各学校の交流の機会として位置付け、児童生徒による主体的な活動を育てる取り組みを行い、いじめの未然防止・早期発見、早期対応に努めてまいります。

4点目は、児童生徒が各種全道・全国大会において、入賞等の好成績を収めましたので、ご報告いたします。

はじめに、体育面での活躍について、ご報告いたします。

7月21日に、江別市で開催された「第33回マルちゃん杯北海道少年柔道大会」に、標茶柔道スポーツ少年団の男女11名の児童生徒が「団体戦」に出場し、小学生部門において第3位に入賞し、全国大会の出場権を獲得しました。

7月30日、31日に、登別市で開催された「第47回北海道中学校柔道大会」に、標茶中学校柔道部男女6名の生徒が出場し、「男子81キロ級」に出場した齊藤琉生くん（3年）が見事優勝し、全国大会出場を決めました。また、「女子70キロ級」に出場した河合 恵さん（2年）が準優勝、「女子48キロ級」に出場した坂口晴香さん（2年）と、「女子52キロ級」に出場した吉田りこさん（2年）が第3位の成績を収めました。

8月17日、18日に、大阪市で開催された「第59回空手道糸東会全国選手権大会」に出場した標茶中学校3年の渡邊穂乃香さんが、「女子形の部」でベスト8、「女子組手の部」で第3位、標茶小学校6年の渡邊勝真くんが、「男子形の部」で第5位、「男子組手の部」でベスト16と健闘しました。

8月17日から20日に、兵庫県姫路市で開催された「第50回全国中学校柔道大会」に、標茶中学校3年の齊藤琉生くんが「男子81キロ級」に出場しましたが、惜しくも1回戦敗退となりました。

次に、文化面での活躍について、ご報告いたします。

6月22日に、東京都で開催されたグレンツェンピアノ研究会主催の「第11回グレンツェンピアノコンクール全国大会」に、塘路小学校1年の佐瀬優斗くんが「幼児の部」に出場し、銀賞を受賞しました。

また、7月27日に札幌市で開催されたヤマハミュージックジャパン主催の「エレクトーンフェスティバル2019北海道ファイナル」に、磯分内小学校2年の小林華穂さんが「低学年の部ソロ」、同校4年の小林凜穂さんが「高学年の部ソロ」に出場し、2名とも奨励賞を受賞しました。3名とも地区予選会を勝ち抜き、全国・全道規模のコンクールにおいて優秀な成績を収めたものです。

今後の児童生徒のさらなる活躍を期待するものです。

次に5点目は、「第30回子どもの夢を育てるまつり」についてであります。

この事業は、実行委員会が主体となり16団体の協力を得て7月28日、駒ヶ丘公園において盛大に開催されました。

今回は、30回という節目を記念してコープさっぽろによる「いっしょにトドックダンス179！プロジェクト」や北海道電力による「高所作業車乗車体験」と「エネルギー体験学習」さらに釧路総合振興局森林室による「木工クラフト体験」と「はしづくり」コーナーを加え、体験メニューの充実にご協力をいただきました。

当日は、開会前から多くの子ども達や親子が会場に訪れ、毎年人気を博しているミニSLの運行や白バイ・ミニ消防車の乗車体験などを楽しんでいました。

会場では、各ブースとも盛況でいろいろと工夫された遊びと飲食コーナーが提供され、思い思いの遊びを体験するなど、未来を担う子どもたちに楽しい夢を与えることが出来た一日となりました。

6点目は、標茶町博物館の書籍等の受贈について、ご報告いたします。

釧路市在住の西 幸隆氏より、考古学専門書籍等約6,500点を博物館の運営に活用してほしいと寄贈をいただきました。

西氏は、平成6年より本町の文化財専門委員及び郷土館運営審議会委員として、また平成24年からは同委員長を務めており、博物館ニタイ・トの開設の際には、専門的立場からさまざまな助言をいただきました。寄贈いただいた考古学に関わる文献は、昭和30年代より現在まで高い密度で揃っており、現在では絶版になった書籍も多く、当館では所蔵していない書籍が殆どであるため、貴重な基礎資料となります。西氏のご厚意に、心より感謝の意を表するものです。

7点目は、標茶町立図書館の図書受贈について、ご報告いたします。

標茶古本市の会から児童図書7セット、35冊（10万5,300円相当）の寄贈をいただき、昭和59年から累計で1,507冊（248万1,621円相当）となりました。

心より感謝の意を表するものであります。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの、口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

2番・類瀬君。

○2番（類瀬光信君） ヒグマの被害に関して、放牧を中止した放牧場の面積の合計はわかるでしょうか。それから放牧を中止したことによって影響を受けた育成牛の頭数をわかれば教えてください。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） 今回の被害の面積の質問にお答えさせていただきます。

新久著呂の方ですが96ヘクタール、上茶安別牧野173ヘクタール、東国牧野42ヘクタール、茶安別共同牧野120ヘクタール、阿歴内牧野223ヘクタールとなっております。

影響を受けた育成牛の頭数でございますが、新久著呂牧野のほうで170頭、上茶安別牧野のほうで200頭、東国牧野のほうでは59頭、茶安別共同牧野のほうでは243頭、東阿歴内牧野のほうにつきましては460頭でございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎総務経済委員会所管事務報告

○議長（菊地誠道君） 日程第4。総務経済委員会所管事務報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・長尾君。

○総務経済委員会委員長（長尾式宮君）（登壇） 先日行われました総務経済委員会所管事務調査に関しましてご報告いたします。

調査日時 令和元年7月30日、調査場所 川上団地・議員室でございます。

1. 調査事項 公営住宅の現状と課題について

2. 出席者、長尾委員長、渡邊副委員長、松下委員、熊谷委員、深見委員でございます。説明員は村山管理課長、高橋管財係長、阿部管財係、富原建設課長、武藤建築係長。事務局は佐藤事務局長、和田庶務係長でございます。

3. 調査の経過及び内容でございます。

現在（令和元年7月）、町では15団地100棟477戸の公営住宅を管理運営しております。当日は川上公営住宅の改修前住居と改修後住居を視察いたしました。改修前住居では使用による壁紙の劣化やカビ跡、風呂などの水回りの換気・採光、間取りや階上の騒音に対して委員より質問・指摘がございました。改修後住居では高齢者の入居者を想定した手すりや腰掛け、水回りの換気・採光の改善がみられております。また和室から洋室へとライフサイクルの長期化を念頭とした改善が見受けられております。

その後議会議員室において、「標茶町公営住宅等長寿命化計画」において①公営住宅等ストックの長寿命化を図る②修繕、工事履歴のデータベース化に努め、履歴を確認できる仕組みを構築する③耐久性・仕様向上におけるライフサイクルコストの縮減を図る④計画の対象となる100棟477戸の現状の把握⑤公営住宅等長寿命化計画策定指針（国土交通省住宅局住宅総合整備課）を基に算定された2018年477戸から2028年には410戸を計画、とそれぞれ説明員より説明を受けております。

委員会の所見といたしまして、本町でも少子高齢化・大都市一極集中の影響も大きく、町内人口は減少の一途をたどっているが、現時点では多少の空きはあるもののほぼ入居している状態である。一部の公営住宅においては耐用年数も過ぎ、早期の改修工事を望まれているエリアもございます。入居者年齢を見ると65歳以上が21.3%を占めていて、このことから高齢者向けバリアフリーや低階層住宅など町民のニーズとして見込まれております。また、町報に空き情報は掲載されているが、入居に関しての情報が周知されておらず、入居に関して町民に誤解が生じているとの指摘があった。標茶町公営住宅等長寿命化計画にのっとり計画的な修繕・改修が予定されているが、防犯・防災などその時代の考え方に見合った設備、年齢・身体・家族

構成どに幅広く対応できるこれからの運営に期待するところでございます。

報告は以上でございます。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご質疑ないものと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長（菊地誠道君） 日程第5。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

8番・深見君。

○8番（深見 迪君）（発言席） それでは、通告に従って順次質問してまいりたいと思います。

初めの質問は、介護認定の申請から結果の通知がどのようにされているのかという内容の質問であります。

介護認定は申請をしてから「原則として30日以内に結果が通知される」ことになっていますが、この法定期間内に結果の通知が行われているのか、実態を伺います。

介護申請は、日常生活に支援が必要になって行くものであります。支援の度合いが軽いものから重いものまでさまざまな形があると考えられますが、支援を必要としている以上、いずれにしても迅速に審査の結果を出さなければなりません。

本町の場合、申請から結果の通知まで平均してどの程度の日数がかかっていますか。

もし30日という法定期間内に行われていない場合があるとすれば、何が要因か伺います。

また、もしそのような実態があるとすれば、どのような改善策を考えているのか、町長の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員の介護認定は申請から30日以内に結果の通知がされているのかのお尋ねにお答えいたします。

1点目の法定期間内に結果の通知が行われているかについてであります。今年度4月から直近9月までに審査判定が行われた204件のうち、法定期間内の30日以内に結果の通知が行われたのは81件で、39.7%となっております。

2点目の申請から結果の通知までの平均日数についてであります。1点目と同様の期間につきまして、平均で33日となっております。

3点目の法定期間内に行われていない要因と改善策についてであります。1つには認定審

査会の開催頻度が挙げられますが、本町の介護認定審査会委員は、町内の各委員事業者等の第一線で活躍されております医師、看護師、薬剤師、リハビリテーション技師、学識経験者により構成されております。通常の業務に支障のないよう、審査会の開催は、2週間隔ごとに火曜日夜7時からとして、委員の皆さんにもこのサイクルに合わせた日ごろの業務スケジュールについて考慮していただいているところでございます。

議員ご案内のとおり、審査判定には担当課へ要介護認定の申請書を提出いただいた後に、認定調査の実施と主治医への意見書の作成依頼、回収、審査会提案という手順になります。調査対象の都合や体調等も考慮しながら進めておりますので、直近の認定審査会に間に合わなかった場合、さらに14日間期間があくということから、どうしても法定期間内に通知することができない方が発生してしまう要因であると考えております。

また、このことに対する改善策としましては、介護認定審査会の開催回数をふやすことが一番の解決方法ではありますが、さきに申し上げたとおり、審査委員の皆さんの業務負担を考慮すると現実的には難しいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 結論としては、期間内に審査の結果を出すのは現実的には難しいということなのですが、もうちょっと具体的に伺いますけれども、平均33日ということは、もっと早く審査の結果が出されるということもあるのですよね。

それから、最長でどのぐらいかかっているのか、わかれば教えていただきたい。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えします。

最短、一番早い日数でいきますと、8日、1週間に満たないということがあります。最長の場合に、大体2カ月ほど、67日という結果がございます。長期にわたる場合につきましては、審査対象者の体調が不良であったりとか、転院したりというようなところで、認定調査がなかなかうまく進まないという場合にかなり延びる傾向が強がございます。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） この30日という法定期間があるわけですが、標茶の場合、平均33日。これは質問とちょっと趣旨が違うかもしれないけれども、全国平均や全道平均から比べると、短いほうなのですね。全国平均で言うと、これ約37日かかっている、審査の結果が出るまで。全道平均で言うと、これも37日を超えていると。道内の平均が37.3日ですから、そういう意味では標茶の場合は、過ぎてはいますけれども、短いということが言えるかなというふうに思いますが、いずれにしても、全道的に30日を超える市町村というのは154市町村あって、おおむね86%を超える市町村で法定期間内に行われていないという実態があるのですよ。

それで、先ほど町長の答弁の中で、開催回数をふやすことは人的な問題もあって、現実的に

は難しいというのではありませんけれども、それを解決するということの方向性というのはいくらも考えていないというか、そういう努力といいますか、方向性を追求するという。

なぜこういう質問をするかという、介護認定の申請をするときは、本当に自分で生活ができなくなってしまって、やむにやまれず申請するのです。そうすると、本当にあしたからでも来てほしいというような、多くはそういう人たちが申請をするというのが実態なのです。だから、そういう意味ではこの審査を、早くてさっき8日と言いましたか。そういうケースもあるかと思いますが、それを本当に構造的にというか、組織的にきちっと保障していくという、今後どういふ努力が必要になってくるのか、そのことを伺いたしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

まず、利用者さん、介護申請をした方に関しましては、審査結果が出た後、申請日にさかのぼってサービスを利用できるというふうになっております。ですから、ちょっと時間がかかるという状況におきましても、申請者、利用者さんの不利益にならないような対応をしながら進めていると。長期にわたる場合については、暫定介護プランというような暫定的なプランをつくりながら、説明をさせていただきながら、介護のサービスを使っているというふうな状況でございます。

その努力という部分につきましては、いかに早く申請なり、認定調査なり、主治医の意見書なりの回収という部分がございます。その部分につきましては、認定調査につきましては、初回申請の部分につきましては、役場の職員が直接対応をしているという部分で、受けたときにできるだけ速やかに対応していくということが1つ挙げられると思いますし、今、現実にそうやって作業をこなしております。

継続といいますか、更新申請の場合は、今、使っている事業所さんなりに改めてまたお願いをするということで、事業所さんとかのご都合もございまして、どうしても、あと主治医の意見書について、病院ごとにそれぞれやはり対応というものも違う部分がありますので、町のほうで幾らお願いをしつつも、どうしても延びざるを得ないというところ、一方では、町のほうでは職員はできるだけ早くやろうという、認定調査の部分に関しては速やかにできるような体制をとりながら常に対応しているところがございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 実態とか努力、それから非常に難しい状況が今あるのだということは、介護ヘルパーの方が少ないとか、ケアマネが大変な人数を抱えて、そういう状況にあるというところから見てもわかりますし、それから医療体制もなかなか日本の場合は厳しいなという実態もわかります。

ただ、2025年のピーク時、ここの時代になったときに、もうあとわずかなのですが、非常に大きな増加が2025年には見込まれるわけですね。その増加に対応できるような業務量の増加、これで現場が疲弊しないように、さまざまな形で人員増をぜひ努力していただきたい。広報

しべちやの9月号でも、いろんな介護部門でもぜひ応募してくれないかというようなことが載っていましたが、その点ぜひ努力して介護を受けなければならない状況にあった人には、一日も早くそれを行うことができるような努力をこれからも続けていってほしいなというふうに思います。

2番目の質問に入りたいと思います。

2つ目の質問は、「くしろ湿原パーク憩の家かや沼」、以下「憩の家」と省略して言いますが、その現状と今後の方向性について、私は町民に知らせて意見も聞くべきだというふうに思っています。

それはなぜかという、一体どうなっているのだと、そういう質問が多いのですよ。これからどうなるのだとか、中には、いつ開くのだとか、もうあれ以来、そういう質問が本当に多いのです。だから、つまり、町民の方々には憩の家のこれからの方向性とか計画性というのが知らされていないし、町ではこういうことを考えているのだということが知らされていないということを何とかしなければいけないのではないかとということで、この質問を考えました。

平成31年3月22日から営業を休止している「くしろ湿原パーク憩の家かや沼」について、本年8月5日の全員協議会で現状と大まかな今後の方向性が提示されましたが、このことについて概要を町民にいち早く知らせていくべきだと考えますが、いかがですか。

憩の家の今後について広く町民の意見も聞くべきと考えますが、いかがですか。

多くの町民は、せめて風呂だけでも早く利用できるようにしてほしいと願っていますが、そのような声は町のほうに聞こえてきますか。

また、その要望に応える手だては全くないのか、町長の所見を伺います。

解雇された従業員の皆さんの多くは標茶町民ですが、もう解雇されて標茶町を離れてしまった人もいますのですけれども、その後、この従業員に対して、町は救済の手を尽くしたのか伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員の「くしろ湿原パーク憩の家かや沼」の現状と今後の方向性について町民に知らせ、意見を聞くべきだとのお尋ねにお答えします。

まず、1点目のお尋ねであります。8月5日の全員協議会においては、憩の家かや沼の指定管理者でありました株式会社標茶町観光開発公社の破産手続中の状況報告と今後の憩の家の再開についてご説明をさせていただきました。

また、先ほどの行政報告でも報告させていただきましたが、現在、破産処理の途中でありますので、破産処理が終結した時点で、その結果等を広報等により周知を検討したいと考えております。

2点目のお尋ねであります。憩の家かや沼の再開に当たりましては、議会議論を深めながら進めていきたいと考えておりまして、当面は広く町民の意見を聞くということは考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

3点目のお尋ねであります、憩の家かや沼の休館後、早期再開を望む要望は署名などにより多くの町内外の方から寄せられており、再びまた多くの皆さんの笑顔があふれる施設となるよう、再開に向け最大限の努力をしていきたいと思っておりますが、先般、標茶町観光開発公社の破綻処理の方向性が示されましたので、町としては施設再開に向けて施設の老朽化に伴う改修も計画されたことも踏まえて、施設改修に関するビジョンをしっかりとまとめた上で改修し、再開していきたいと考えているところであります。

風呂だけの当面の再開については、解決すべき課題が多く、難しいと判断しているところでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

4点目のお尋ねであります、再就職を希望する従業員の方々の対応につきましては、引き続き観光商工課が雇用対策担当の立場から従業員への再就職への支援として、求人情報の提供や個々に相談に応じてまいりましたが、現在は3名の方が就職されていないと認識しております。再就職を希望されるそれぞれの方への対応を続けており、手を尽くしたとは思っておりませんので、今後も引き続き対応を続けていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 1点目の答弁で、破産処理が終了次第、周知していくというお答えになりましたけれども、いつ終了するのですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・多津美君。

○観光商工課長（多津美 悟君） お答えしたいと思います。

6月に開催した債権者集会では、来年の7月ぐらいに終結させるというような破産管財人の報告がありますので、見込みといたしましては、来年の7月ぐらいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） あと1年ぐらい後でないと町民の皆さんに内容を知らせるというふうには思っていないということなのですね。

それで、私は、例えば平成30年の当初に設計委託料というのを出していますよね。今回の補正予算でも、これは作成委託料という名目ですか、出していますよね。予算にそれが盛り込まれているわけですから、なぜそれを、その予算の内容は何なのか、なぜそういうスタイルで、予算、私たちも採決しなければならぬわけですから、その内容について、今、課長おっしゃったように、破産管財人のほうの整理がすっかり終わって、そして来年の7月までは周知できないと言うけれども、しかし、設計委託料や作成委託料は予算に計上して、30年度の当初予算では通っているわけですよね。今回もまた出しているわけでしょう。そうすると、それで周知できないというかな、なぜその予算が出てきたのか、どういうことを考えてその予算を出したのか、あるいはまた、議会はどういう考えでそれを、例えば30年度のやつは可決したのかということ、これ周知させなければならぬでしょう。そういう点ではどうですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

先ほど来、答弁している来年の7月というのは、担当課長からもあったとおり、最終的な破産処理、額の確定の見込みであります。町民の皆さんに対する周知につきましては、場合によっては、そこまで引き延ばすことなく、時期を見ながら周知をする必要があるとは思っております。ただ、額に関しましては、繰り返しになりますけれども、確定数値をもって報告したいというのが今考えているところであります。

また、それと今回の議会で提案させていただいております補正予算の関係であります。これは先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、改めてビジョンをつくり直したいという、そういう計画の策定委託料でありまして、それについてはまた後ほど議案の際に詳しくご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、スケジュール感で申し上げますと、来年7月の町民に対する周知は、あくまでも公社の破綻処理の結果でありまして、この先の憩の家かや沼をどういうふうにしていくのか、それに関しましては今回の補正予算から既に始まっていると、始めさせてもらいたい、そういう思いでの提案でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） だから、始まっているのですよ。憩の家の今後の方向性について、ある程度のプランを目指して予算が動いているわけでしょう。これ、住民は知らないのですよ。こういうことがあっていいのかということをお聞きしているのです。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

かや沼の再開につきましては、8月5日の全員協議会の際にも、議会の皆さんと情報を共有しながら、あるいはご意見をいただきながら、ともに進めてまいりたい、そういう考え方を示させていただきました。

それから、きょうの定例会ということでもありますけれども、その間に考え方を改めたということがありまして、あるいは早期再開ということでもあります。今回の定例会へ予算を計上しなければ、さらに先に飛んでしまうという、そういうことも心配しておりましたので、今回、予算案に盛り込ませていただいております。詳しい丁寧な説明というのは、もちろん心がけておりまして、この後の時間帯において、それをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） それでは町民は納得しないのです。新たな方向に向かって設計委託料や作成委託料を予算化、予算計上するわけですから。予算計上するからにはプランが、大ざっぱでもこういうことを考えているのだと。例えば浴室はバリアフリーにしたいのだとか、だから、そこをいじると、例えば、すぐにはお風呂を開くことはできないのだというような、こう

いう大ざっぱな説明ぐらいは住民に知らせるべきではないですか。それならばと納得する住民も多くいると思うのですけれども、新しい方向に向けての予算が30年度と今回と出ているわけですから、そのことについて住民がその内容を知らない、全部コンクリートされて固まってからでないお知らせられないというのは、これはやっぱり住民不在、そういう意味で私は、住民の意見もまたいっぱい集まって、うわあっと、この間みたいなことになったら大変だと思うのであれば、アンケートだっていいではないですか。そういう意見を率直に聞くべきだと。どこかで誰かがぱっと決めてこういうふうに突っ走るというやり方ではなくて、町民の本当の意見はどういうところにあるのだということを知ることが大事なのではないですか。

どうですか、町民の意見をどこかで聞いていますか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。

今回は、前年度の予算のことからちょっと出てきていますけれども、前年度は憩の家かや沼を現施設のままリニューアルするためのプランを30年度に予算化して、その報告書が出てきたという状況です。ただ、その後、変化がありまして、憩の家かや沼が残念ながら経営を委託していた事業体が倒産せざるを得ないという状況になって、また環境が変わってきたということは、議員の皆さん、ご理解だと思います。

その中で、私どもが今多くの町民の中から言われている意見につきましては、議会でも昨年度の中でも憩の家かや沼の存続は皆さんの総意という形で、ここで議決されたというふうに、私はいませんが、聞いておりますし、その後も2,000数名を超える署名が私のところに届いています。その内容につきましては、早期の再開をできるだけやってほしいという話の内容が主なのだろうというふうに、個々の意見はその中の部分についてはわかりませんが、そういった意見を受けながら、前回の8月5日の全員協議会の中で、私はやはり議会の皆さんと同じステージで情報共有しながら進めていくのが一番だと思っていますので、その段階で6月の公社の破産の債権者集会の中で、これからは管財人のほうから再開に向けた議論を進めて構いませんよという話を受けましたので、それでその後、ではどういうふうにしていこうかというのを内部の打ち合わせを進めながら進めて、基本的な大まかなその時点での考え方を説明してきていましたので、決して私どもが一方向的にやっているというわけではなくて、それで、その中でも皆さんから出てきた意見がしっかりしたビジョンを持って、これから、どちらかという憩の家が経営母体が倒産したという状況、それはやはりマイナスの遺産を抱えながら新たなものをつくっていかなければならない、かなり私としてもハードルの高いものなのだろうなど。そのためには、しっかりしたビジョンをやはりつくっていくべきだと。

そのビジョンの中身については、全く今の状態は白紙の状況です。白紙の状況の中で皆さんに、もちろんしかるべき方に依頼をしながら、それをつくっていくという形になるのですけれども、その内容については、場合によっては町民の意見を聞いたり、こんな施設になってほしいとか、そういった場面は当然必要かと思っていますので、決して町民の皆さんの意見を聞

かないで進めているとか、進めていくとか、そういう考えでは決してございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 最後のご答弁が一番建設的な答弁だと聞いていましたけれども、わかります。例えば、ビジョンにしても、今回の作成委託料にしたって、委託するわけですから、そこから答えが出てきて、それからまた検討を始めるということですから、その辺はわかります。

それで、その間に必要な場面で町民の意見も大いに聞くということもぜひやっていただきたいというふうに思いますし、それから、8月5日でしたか、全員協議会を行ったのは。8月5日の全員協議会が行われたときに、ビジョンはしっかりしたものではないけれども、大まかにはこういう内容のことも考えているのだ、金額もこのぐらい考えているのだということなかなかそれをペーパーにすることは難しいと思うのですけれども、これは公開要求をすれば、この全員協議会の会議録というのは、一般町民に公開できるのですね。その点だけ。できないのですか。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時14分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

深見君。

○8番（深見 迪君） それで、憩の家にかかわっている予算が出ているわけですから、それについて、今、町長が休憩中におっしゃったようなスキームというか、今こういう状況でここまでやっているのだというようなことをやっぱり何らかの形で町民に周知していくべきだというようなことを最後に、それは答弁要りませんから、工夫して何とかそれを出していただきたいということをお願いして、次の質問に入りたい。いいですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。今回、補正予算を出しているということは、その内容につきましては、憩の家、茅沼地区の基本計画を立ててから憩の家かや沼の再開をしたいという内容でございますので、引き続き、予算を今回つけたということも多くの町民に知っていただきたい、さらにこういう形で進めていくということを今回の議会で公表しましたので、そういうことで今進んでいるということを多くの町民にお知らせいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 3番目の質問に入ります。

3つ目の質問なのですが、「会計年度任用職員制度」の問題であります。

国の法律が変わりまして、来年2020年4月から導入される「会計年度任用職員制度」について第1回定例会で質問しましたが、その際、「現在の非常勤と臨時職員は原則的に会計年度任用職員となり、処遇改善について変化がある」と、そういう答弁をされました。具体的には、どのような変化があるのか、また、労働環境の改善はあるのか伺います。

国の出した「マニュアル」では、「同一労働同一賃金ガイドライン案を踏まえ」となっていますが、これにより正規、非正規の差はどの程度解消されますか。

この改定案は、正規職員を原則とする地方公務員法に、1年任用の「会計年度任用職員」として非正規職員を制度化しようとするものであると考えます。勤務時間も業務内容も同じなのに、なぜ非常勤として「会計年度任用職員」にするのか疑問です。今、この点については、今国会でも「合理的ではない時間設定は改正法案の趣旨ではない」というふうに国のほうから、政府のほうから答弁がされています。この点も含めて、町長の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員の「会計年度任用職員制度」の導入で職員の処遇改善はあるかのお尋ねについてお答えいたします。

1点目の現在の非常勤と臨時職員は原則的に会計年度任用職員となるが、具体的な処遇改善の変化または労働環境の改善はあるかのお尋ねですが、給与水準等の設定あるいは諸手当支給の有無、休暇の設定等、正職員との均衡を考慮し、策定している段階であります。例えば、フルタイム会計年度任用職員には一定要件により期末手当が支給されることなど、一般論では労働環境の改善につながるものと考えておりますが、詳細につきましては、現在、策定作業を行っておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

2点目の正規、非正規の差は、どの程度解消されるかのお尋ねですが、担当する職務の質や量、責任度合いなど正規職員と異なる以上は、待遇についても異なるものになると認識しております。ただし、ガイドライン案に示されている常勤職員で言うところの昇給あるいは初任給に係る学歴の考慮など、国のマニュアルに示されている常勤職員に準じた内容を検討しているところでありますので、ご理解を願います。

3点目の勤務時間も業務時間も同じなのに、なぜ非常勤として会計年度任用職員なのか、また、合理的ではない時間設定は改正法案の趣旨ではないとの国会答弁についてですが、地方公務員法の改正趣旨を見ますと、地方公共団体における公務の運営においては、任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則を前提としております。今回の法改正により、業務の質、勤務時間の要件により、常勤職員または非常勤職員とする定義づけとされております。

また、合理的ではない時間設定の部分につきましては、勤務される条件等が財政的な部分のみを理由としてパートタイム会計年度任用職員とすることは、法改正の趣旨ではないとする国会の答弁した内容と思われませんが、本町においては、そのような理由のみでのパートタイム会計年度任用職員の設定は考えておりませんので、ご理解を願いたいと存じます。

3月定例会の中でも答弁させていただいておりますが、保育士など常勤職員と同じ勤務時間ですけれども、これまで将来的な部分あるいは定数の問題や財政的な経過があって、非常勤となっている課題があることも認識しているところであります。現在、会計年度任用職員の制度設計につきましては、繰り返しになりますが、正職員との均衡を考慮しながら、職の設定、給料の設定、諸手当の支給の有無、休暇の設定等の策定作業を行っているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 私は会計年度任用職員制度で若干、その人によっては若干なのか相当になるのかわかりませんが、給与とか手当の部分で改善が見られると、正規職員と少しは差が縮まるというような認識でいました。

今、最後に町長がお答えになった財政的な経過もあるという点で、国のほうでは会計年度任用職員制度に必要な財政措置、自治体だけでこれを何とかしようというのは、僕も無理だというふうに思っています。だけれども、国のほうでその財政措置を今検討している最中だという政府の答弁もあるのです。そういう話は来ていますか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えしたいと思います。

以前の定例会でもご質問いただいた点だと思います。その後の経過について報告させていただきたいと思います。

地方交付税の措置と申しますか、そういった部分については総務省から国会答弁、ご存じだと思いますけれども、総務大臣が財政措置するという発言があったというふうに私も承知しているところですが、その後、具体的に次年度交付税で措置するという情報は今のところ私どものほうにはまだ参っていませんので、その旨ご回答させていただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 検討中だというのは、政府のそういう話なのですよ。まだ検討しているのかなというふうに思うのですけれども、その検討結果については、今まで臨時とか非常勤と言われてきた人たちの待遇を大幅に改善させることも可能だという希望は持っていますか。どうですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

当初の作業にかかわっているというところも含めまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

国会答弁等で新しく制度化される会計年度任用職員の給与の裏づけとして、交付税措置のことが検討されていると、そういうお話は確かにあるのですけれども、全国全ての団体に希望どおりの額が来るかどうかということに関しては、私は非常に懐疑的に見ております。これまで

も人件費についてはそういった考え方が適用されておりまして、標準的なニーズについて、例えば交付をするとか、そういった形で上限値が定められてくるだろうというふうに推測をしているところであります。あくまでも推測なのですけれども、これまではそうだったというところから、交付税措置があるからということで楽観的な考え方のもとで設定はできないなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 最後の質問になると思うのですけれども、前回の答弁、説明の中では、9月か12月にはっきりさせたいのだというようなことを言っていましたよね。今、9月です。

それで、はっきりさせるということは、条例化することなのだと思うのだけれども、職員に対する説明はもうしたのか。したのだとしたら、その内容ははっきりしているわけで、このね。それから、条例化のそういう日程というかな、いつごろ、前回は9月か12月と言っていました、今回はどうですか。これ最後の質問です。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

これまでの答弁内容で、議員ご指摘のとおり、国が示しているタイムスケジュール等々も勘案しながら、新規条例になるということも踏まえて9月には提案をしたいという考え方を以前に示させていただいております。その後、9月定例会への上程を目指して作業を進めてまいりましたが、管内の担当課長等と情報共有等々をしながら進めてきている中で、なかなか標茶町における作業が煮詰まらなかったこと、あるいは管内的にも12月ごろの提案が多いというような状況の中で、最悪12月提案で特段の悪影響がないのではないかとということで、作業のおくれが一番の原因なのですけれども、今、タイムスケジュールについては見直しをしているところであります。

具体的な時期につきましては、先ほど言ったとおりなのですけれども、遅くとも12月までにはというふうに考えておりまして、例えばタイミングが合えば、その前、臨時会等々でご提案をさせていただきたいというふうに考えているところであります。

また、9月定例会に向けて作業をしていたのですけれども、職員、内部に対する説明についても、本当に大まかなアウトラインのところだけの説明にとどまっております、詳細については議会に提案する内容が固まったものをもって職員にも説明をしたいということで考えております。こちらにつきましても近々やりたいなということで、今、担当のほうでは作業を急いでいるところでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

（「議長、終わります」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で8番、深見君の一般質問を終わります。

1番・渡邊君。

○1番（渡邊定之君）（発言席） 私は、就農支援交付金の予算減額の実態を明らかにし、適切な町の対応について質問いたします。

「農業次世代人材投資事業」について、今年度の予算が削減され、地方自治体が対応に苦慮しているとの報道がありますが、本町はどのようになっているか、金額を含め状況を伺います。

農林水産省の大沢誠経営局長は、「基準を満たす方でももらっていない人がいる」と認め「自治体を指導した」と述べましたが、標茶でもそのような実態があるか、また、自治体へどのような指導があったのか伺います。

また、制度の見直し等があれば内容を伺います。

減額もしくは支給の大幅なおくれがあると聞いていますが、標茶町でも必要としている人に支援が行われていない実態がありますか。

国に対して予算を減額せず、早期支給を求めると同時に、必要な人がいれば的確な対応を町自体がするべきと考えますが、伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、渡邊議員のお尋ねにお答えします。

「農業次世代人材投資事業」について、今年度の予算が削減されたことに対する本町の状況についてであります。経営開始型では2組の夫婦が対象となっており、7月17日付で337万5,000円の交付決定を受けており、現在、交付申請をしている額に対しては、100%の交付決定額となっております。また、準備型につきましては、対象者は6人で1人150万円の額を予定していますが、例年ですと8月には交付決定をいただいているところですが、今年度は交付に関する事務手続がおくれている状況でございますので、現在、手続に関する通知を待っている状況でございます。

次に、農林水産省の大沢誠経営局長は、「基準を満たす方でももらっていない人がいる」と認め「自治体を指導した」と述べたが、標茶でもそのような実態があるか、また、自治体へどのような指導があったのかのお尋ねにつきましては、令和元年6月5日に開催された第198回国会農林水産委員会の中で、大沢誠経営局長が答弁された内容ではないかと思っております。このことにつきましては、先ほどの答弁と重複いたしますが、準備型については交付に関する事務手続が若干おくれている状況でございます。基準を満たす方でももらっていない人の実態については、昨年資金の交付状況が9月中旬以降でしたので、現時点では昨年と比較ができない状況でございます。

自治体を指導したという実態については、令和元年6月12日付で農林水産省経営局就農・女性課長事務連絡によるものが指導を指すと思われ。北海道農政部農業経営局農業経営課長への事務連絡の内容は、農業次世代人材投資事業における採択の考え方についての説明の実施と、新規の交付対象者の速やかな決定や継続の交付対象者の早期の交付についてでございます。指導の中では、交付対象者の決定及び資金の交付に関する事務手続のめどとして、都道府県から市町村への配分額の内報は6月28日、新規の交付対象者の決定、計画承認は9月30日、継続の交付対象者への資金の交付は9月30日としております。

次に、制度の見直し等についての内容についてのお尋ねであります。年齢要件の緩和と親

元就農に関する要件の緩和があります。

年齢要件の緩和につきましては、対象年齢を原則45歳から50歳に引き上げるということとして
います。

親元就農に係る要件の緩和につきましては、就農後5年以内に親から子に農地の所有権の移
転を必要としていましたが、親が若い場合、農地を相続することは現実的に厳しい面があるこ
とから、利用権の設定でもよいというふうに緩和されております。

次に、減額もしくは支給の大幅なおくれがあると聞いているが、標茶町でも必要としている
人に支援が行われていない実態があるかとのお尋ねであります。経営開始型は、1つ目の答
弁でもお答えいたしました。100%の交付決定額となっておりますので、減額の影響はありま
せん。

また、昨年の補助金の交付時期は9月末でございましたが、今年度の継続の交付対象者への
資金の交付は、2点目の答弁の中で説明させていただいたとおり、国から道への指導のあった
通知文では、継続の交付対象者への資金は9月30日をめどに交付しなさいと指導して
おりますので、そのスケジュールですと、例年に比べてのおくれはないものと考えて
おります。

次に、準備型の減額についてですが、補助金の交付申請先であります北海道農業公社からは、
既に要望額調査を提出している方については予定どおりの交付をするとの連絡があり
ましたので、本町での影響はないと判断しております。

国に対して予算減額せず、早期支給を求めると同時に、必要な人がいれば的確な対応を町自
体がすべきと考えるかとのお尋ねですが、現段階では本町の対象者についての影響は考
えにくいものと判断しておりますので、国、北海道、北海道農業公社等の動向を注視
しながら、必要などときにはそのような対応も検討してまいりたいと考えて
おりますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 先ほど経営開始型の方に対する支援、支給100%というあれ
ですけれども、経営開始型、準備型あわせて、親元就農の案件はありますか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えいたします。

親元就農の案件ですが、本町ではございません。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 今、制度改正について、年齢についての制度変更、45歳から
50歳というお答えがありましたけれども、もう一つ、これちょっと僕の資料の読み解
き方があれなのか、2019年度より農業大学校の公的機関でない法人や個人農家
などの研修は原則受給対象から外れることになりましたと。それから、要するに
準備型を受給するには、農業大学校の研修が必要になりますという、これは
制度の変更ではないですか。その辺、この項目についてお答え願

たいと思います。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えいたしたいと思います。

農業大学校のほうの研修で交付対象者につきましては、農の雇用事業で支援することにシフトされております。ちなみに、うちのほうで対象者はございません。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 申しわけありません。ちょっと理解、農のほうでの対象という具体的な例を示していただければ。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） 農の雇用事業ですが、平成20年度にスタートした事業でして、農業の高齢化担い手不足及び規模拡大、多角経営化、40代以下の農業従事者40万人確保を背景に、農業者の倍増に向けた形で人材の育成、確保を目的として実施している事業でございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） それと、これは、この事業は所得制限があると思うのです。これ、ちょっと機会がありましたので、振興局の方と話しする時間がありましたので、北海道全体ではこの事業で1億円ぐらい不足するのですけれども、所得の限度で、所得の上限を超す、そういう人があらわれるなら、そういう所得制限の調査を精査して、道の不足する分の1億円に対応したいというお答えだったのですけれども、そういう意味では、標茶でこの所得制限にかかわるようなことはないですか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） ことしの要綱改正の関係での所得制限になるかなと思うのですけれども、こちらのほうについては、一応北海道、前年所得が600万円というふうな形で国のほうからは通知があったのですが、基本的にはその後の5月30日の北海道で行われた担当者会議の中では、600万円については考慮しないということで、市町村が真に必要なものを判断して出してもらえればということになっております。

本町の所得制限の部分につきましては、準備型のほうは今のところは関係するところはありません。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） そういう意味では、いろんな形で所得制限とか資格の制限とか、そういうのがさまざまと最近出てきていますので、地域の実情に合った対応を国に要望していく。そういう意味では、町もこういう必要な人があれば、的確な対応を施し、一人でも多く、一個でも多く標茶で新しい就農体系をつくれるよう、対応していただきたいというぐあいに思いま

す。

以上、この質問は終わります。

次に、本町の共同牧野などで熊による被害が相次いでいます。住民への周知と的確な対応について質問いたします。

本町による熊の被害の実態を伺います。

猟友会の皆さんに頼るところが多いのですが、猟友会など専門家の意見も聞き、農家や一般町民への注意喚起を速やかにすべきではないですか。

この間の経過を含め、農家や一般町民への周知に対する検証を行い、不安に対する対策をとるべきと思いますが、町長の所見を伺います。

放牧を中止することにより、餌の確保に苦慮されている農家の実情等を調査するなどの対応をしっかりと行うべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、渡邊議員の本町の共同牧野などで熊による被害が相次いでいるが、住民への周知と的確な対応をのぞねにお答えいたします。

本町における熊の被害の実態についてですが、7月16日午後3時30分ごろ、本町下御卒別の牧場で放牧中の乳牛が1頭戻ってこないということで、牧場従業員が放牧地に牛を捜しに行ったところ、ヒグマに襲われて死亡していることが判明した状況です。

この後、8月5日には、新久著呂の牧野においても、放牧中の牛の確認を行ったところ、8頭行方不明であることが判明したため、牧野スタッフが8月5日と翌6日、8日と3日間にわたって捜索を行ったところ、ヒグマ被害による死亡牛が4頭、行方不明牛が2頭、ヒグマによる傷跡のある牛が1頭、外傷のない牛が1頭見つかった状況でした。

また、上茶安別牧野でも、8月8日にヒグマによる乳牛の被害を受けたという通報を受け、確認したところ、ヒグマによる被害で死亡した牛が合計で3頭、ヒグマによる外傷を受けた牛が1頭、また、同牧野では、8月15日にも放牧中の乳牛が1頭死亡していることを確認しています。

8月11日には、上茶安別の個人の農場においても放牧中の肉牛が5頭、ヒグマによる外傷を受けていることを確認、同牧場では、9月2日にも乳牛1頭がヒグマによる外傷を受けていることを確認しています。

8月19日には、上茶安別東国牧野においても、放牧中の肉牛がヒグマによる外傷を受けていることを確認し、5頭が外傷を受け、1頭が行方不明のまま捜索を終了しています。

8月22日には、上茶安別共同牧野において、放牧中の乳牛がヒグマによる被害で1頭死んだ状態で確認されました。

8月26日には、標茶町有東阿歴内牧野において、放牧中の肉牛が1頭ヒグマによる被害により死亡していることが確認されています。

本町では、7月16日以降、2カ所の農場、5つの牧野、合わせて7カ所で死亡牛が11頭、行

方不明牛が3頭、ヒグマによる外傷があった牛が13頭の被害状況となっております。

次に、猟友会など専門家の意見を聞き、農家や一般町民への注意喚起を速やかにすべきではないかとのことにつきましては、町では北海道猟友会標茶支部に協力をいただきながら対応しております。農家や一般町民への被害拡大を防ぐよう、農協と連携しながら、ファクスや「みるめーる」などによる注意喚起を行っているとともに、釧路総合振興局の記者クラブ等を通じ、マスコミに対する情報提供を進めております。

また、広報誌や新聞折り込み、公共施設でのポスター掲示などによる注意喚起を行っているところでございます。

次に、この間の経過を含め、農家や一般町民への周知に対する検証を行い、不安に対する対策をとるべきとお尋ねですが、情報伝達手段として農家ファクス、みるめーる、ホームページ、チラシ折り込み、新聞紙、広報誌、そしてマスコミに対する一斉情報伝達により、場合によってはテレビ等で取り上げてもらい、偶発的な人身事故の防止に努めてまいりました。

しかしながら、個々の町民が持つ不安は、問題行動を起こしているヒグマがいなくならない限り払拭できるものではなく、周知の方法について即時性を高めることが課題であることを既に総括しており、改めて検証までは考えておりません。

次に、放牧を中止することにより餌の確保に苦慮されている農家実情を調査するなどの対応をとのお尋ねですが、被害対策について、農協との協議の中では、既に農協で粗飼料確保対策を行っていくと決めており、8月27日付の組合員への全戸ファクスにより、粗飼料に余剰がある方への提供のお願いをしている状況と伺っておりますので、今後、餌が必要となってくる早期退牧をした農家さんへの調査と具体的な作業の中で、町としても、なすべきことは農協と進めていくよう担当レベルで協議しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） この問題については、同僚議員も質問されるようですので、ここで一言、私のところに、この熊の事件が起きてから、住宅から牛舎に行くのが本当に怖いのですと、そういう実情を訴える農家の奥さんの声は何件かありました。そういう中では、やはりそういう住民、そこで生活する人の不安が非常に大きいこの熊の被害の実態だったというぐあいに思いますので、その辺の配慮もぜひお願いして、的確な周知をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

道道1060号久著呂原野塘路線のかさ上げで冠水による通行どめ回避について質問いたします。

道道1060号久著呂原野塘路線は、大雨や雪解け等により冠水し、たびたび通行どめになるが、最近の状況はいかがですか。

この道路は、生活道路として重要な役割を果たしています。また、産業道路及び観光道路としても利用される道路であると考えますが、町長の認識を伺います。

地域住民や共産党も、毎年、振興局や北海道に要望を上げていますが、町としても要望すべきではないですか。

冠水地点のかさ上げの早期実施については、自然保護団体の意見もあると聞きますが、どのような意見ですか。

また、自然保護団体と話し合う努力をすべきと考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 道道1060号久著呂原野塘路線のかさ上げで冠水による通行どめ回避をのお尋ねにお答えいたします。

道道久著呂原野塘路線につきましては、久著呂地域と塘路地域を結ぶ舗装道路区間が簡易舗装区間合わせて5キロメートル、砂利道路区間が5.1キロメートルの延長10.1キロメートルの道路です。

議員ご質問の1点目の最近の通行どめ状況についてであります。平成29年度に大雨による冠水により1回、30年度に強風による倒木のおそれにより2回、今年度は現在まで8月の大雨の影響による冠水のおそれにより2回通行どめとなっております。

2点目の道路としての重要性についてでございますが、久著呂地域と塘路地域を結ぶ生活道路、鶴居方面と厚岸方面を結ぶ通勤者や産業にかかわる道路、湿原の中を流れる雄大な釧路川を身近に感じることができる観光道路など、重要な役割を果たしている道路と認識しております。

3点目の要望に関することでございますが、毎年定例で開催されております釧路建設管理部との根釧地域社会資本整備推進会議や市町村連絡調整会議の場で早期整備について要望を行っているところであります。

4点目の自然保護団体との意見、話し合いに関する質問でございますが、久著呂原野塘路線に関しては、地域会や関係行政機関、自然保護団体等を含めた意見交換を行った経緯がございます。自然保護団体からは、道路のかさ上げによる地下水系の分断、かさ上げに伴う堤防化により小動物や湿原の生態系の分断が起こるのではないかとの懸念から、自然環境保全策、生態系保全策を優先した道路づくりを意見されております。道路管理者の北海道としても、この件に関し、環境に配慮した対策方法や工法などの検討をした中で、自然保護団体との今後の整備方針や協議をしながら進めていくとしており、町としても道路管理者と課題を共有し、調整しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 私は、この質問では、本当に生活道路で、この道路が自分たちの生活にとっていかに重要かということを理解してほしいという町民の皆さんの切なる訴えから質問いたしました。以前にも、この道路のかさ上げ要望部分でないところでの道路の破損事故などがあつたときには、道路地区の住民の皆さんが中心になって、何としても早急にこの道路を通

れるようにしてほしいという、本当に地域の住民の皆さんにとっては大切な道路だというぐあいに思います。

それと、自然保護団体の部分ですけれども、やっぱり一番この部分で大きな鍵を握るのは、環境省との意見調整といいますか、環境省に対して生活道路としての重要性をしっかりと強調すべきではないかと思えますけれども、この部分についてお答えいただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 北海道のほうに要望しています関係から、建設課のほうで、私のほうから若干回答させていただきます。

生活道路に関して大きな役割をとっている部分につきましては、北海道のほうには常々要望しておるところでございます。その中で、北海道のほうでも、冠水に至った場合でも、なるべく早く交通開放できるようにということで、パトロールを小まめに実施しながら、安全を確認した段階で開放していくというようなことをやっていただいております。

また、自然環境団体との協議の関係でございますが、まず前提でございますのが、道路管理者北海道としましては、当然災害で壊れない道路、安全に通行できる道路を建設することが必要となってきます。そうすると、湿原の中でも、ある程度大規模な地盤改良や道路のかさ上げ、拡幅など周辺の状況にどうしても変化を与える工事になることは必然となります。

一方、自然保護団体におきましては、道路の必要性を認識しながらも、湿原の環境を変化させる工事については異議を持っているところでございます。

その中で、合意にたどり着く工法等について調査をしながら、現在調整を進めている状況であることをご理解願いたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 先ほども申しましたように、住民の皆さんの訴えでは、やっぱりこの道路が通れなくなるのないようにという要望ですので、そのことを本当に最優先に対応していただきたいというぐあいに思います。

次の質問に移ります。

地域の公共施設の花壇づくりに一定の支援を行ってはどうかについてであります。

地域の主に高齢者の人たちが、公共施設の花壇づくりなど、環境整備に大きな役割を果たしていますが、町として承知していますか。

花壇コンクールに町としてはどのようなかわりを持っているのですか。

花壇づくりでは、花の苗など自前で調達するところもあると聞いています。地域の老人クラブにとっては大きな負担になっていると思えますが、地域振興資金との対応で負担の軽減はできないのかお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 地域の公共施設の花壇づくりに一定の支援を行ってはどうかとの質問にお答えします。

1点目の地域の主に高齢者の人たちが、公共の花壇づくりなど、環境整備に大きな役割を果たしているが、町として承知しているかのお尋ねであります。地域の高齢者の老人クラブはもちろんのこと、町内会・地域会の方々による地域の環境美化として花壇や道路沿いの植栽まですの花壇整備など、本町では各地域が中心となり花による環境美化運動が進められ、町民はもちろんこと、そこを訪れる町外の方々の目を引き、心を和ませる花のある町並み景観として、すばらしい取り組みが定着していることと認識しております。

また、標茶町花いっぱいコスモス推進会議による駅前花壇や開発センター前庭の花壇の整備、駅前商店街の方々を中心とした駅前通りに花のプランターを並べた取り組みも、買い物客や通勤・通学の子供たちの目を和ませていることも認識しております。

2点目の花壇コンクールへの町のかかわりについてのお尋ねであります。30年以上の歴史を持ちます花壇コンクールにつきましては、町は当初から主催者としてかかわっております。内容としましては、参加団体の募集や花壇の見学会、審査会の手配、審査、シルバーフェスティバルでの結果発表などがございます。

3点目の花壇づくりは、花の苗など自前で調達することもあると聞いている。地域の老人クラブにとっては大きな負担となっていると思うが、地域振興資金等の対応で負担の軽減はできないかとお尋ねですが、花壇づくりはあくまでもその地域の方が自主的に地域の環境美化の取り組みの中で進められていると認識しております。

しかしながら、ご指摘の費用の面での課題もあることは認識しているところであります。町としましては、自治会振興補助金の環境整備事業の中で、花のあるまちづくり事業を自治会として実施する場合には、必要経費の2分の1以内を基準として助成する制度があります。現に利用されている地域もございます。内容でございますが、花の苗、肥料及び土などの購入並びに整備に係る機械借り上げ経費としております。これにつきましては、例年4月に開催しております標茶町自治会連合会総会の中で資料を配付し、制度を説明させていただいております。地域の老人クラブの事業も自治会としての取り組みであれば、ぜひこの補助制度を活用していただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、その他事業実施に際しましては、随時相談を受け付けておりますので、あわせてご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 今、経費の問題については、私たちも地域会の皆さんと話をし、この制度をうまく利用できるのか、検討していきたいと思っております。

花壇コンクールについて、これは老人クラブの皆さんとちょっと会話する機会があつて話したのだけれども、花壇コンクールについて先ほども申し上げましたように、花の苗代とかお金がかかるので、なかなか大変なので、参加し続けるかどうかためらうこともあるという話を聞きました。

その中で、こういう実情で花壇コンクールにどうしても参加しなければだめなのかいと町の担当者の方に問い合わせたところ、参加できないと思うなら参加しなくていいという答えが返ってきたというのです。この認識、基本的にこの答えに対してはどうですか。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時05分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） こういう対応の仕方としては、自治会、花、この事業があるということで、この事業をうまく地域の中で活用して、この歴史のある花壇コンクールにも加わりながら環境整備に大きな役割を果たしていけるよう、ご支援していただきたいというぐあいに思います。

以上、質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で1番、渡邊君の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時11分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君）（発言席） 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保について質問いたします。

平成元年に約109万人だった70歳以上の運転免許保有者は、平成30年度には約1,130万人と約10倍にふえています。これに伴い、75歳以上の高齢運転者の死亡事故もふえております。事故原因は運転操作の誤りが全体の30%を占め、アクセルとブレーキの踏み間違いが75歳未満が全体の1.1%に対し、75歳以上は5.4%に達しています。

標茶町の現状は、生活の足として車が欠かせない高齢者が多い中、高齢運転者への安全運転支援は待ったなしの課題です。

そこで、何点かお伺いいたします。

安全運転サポートや後づけのペダル踏み間違い時加速抑制装置の高齢者を対象とした購入支援が必要と考えますが、町としてどのように考えているかを伺いたい。

次に、高齢に伴い運転免許を返納される方もふえてくると思われます。昨年度返納した75歳以上の人は全国で29万2,089人と過去最高となりました。標茶町も今後、免許返納者がふえてくると思ひます。この方々も含め町内の高齢者移動手段確保が必要ですが、今後、町としての考えをお伺ひいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、鴻池議員の高齢者の安全運転支援と移動手段の確保についてお答えいたします。

1点目の高齢者を対象とした安全運転装置の購入支援についてのお尋ねですが、専門機関の分析では、75歳以上の高齢ドライバーがブレーキとアクセルのペダル踏み間違いによる事故割合が高いといった分析が出ております。これに対応するため、後づけの急加速抑制装置、いわゆる急発進を抑制する装置の補助や、レーダー等による前方にある障害物を探知し、衝突するおそれがある場合に、自動ブレーキ制御を行う装置などの安全運転サポートカーの購入補助を導入している自治体もあることについては、承知しているところであります。

本町では、これまで警察の協力をいただきながら、老人クラブや公民館、また、町内会などで高齢者の運転あるいは歩行など、「交通事故を起こさない、遭わない」をテーマに交通安全教室を開催しております。その中で、ドライバーが自分の運転技術を顧みることの啓蒙活動を継続して実施してきました。やはり大切なのは、自分の運転技術の変化を自分自身で認識することで、交通安全に努めていただくことが肝要であると考えており、議員ご指摘の購入補助については、現段階では考えておりませんので、ご理解願ひます。

2点目の免許返納者を含めた高齢者移動手段確保について今後の町の考え方を伺うとのお尋ねについて、お答えいたします。

本町の高齢者等の移動手段の確保対策につきましては、6地域を結ぶ路線バスの運行やスクールバス路線における混乗方式などを確保してまいりました。さらに、平成29年度、30年度には、市街地における高齢者及び障害者等の福祉対策等の側面から、市街地循環バスの試験運行を実施したところであります。

今後の考え方についてのお尋ねですが、路線バス等につきましては、地域と市街地を結ぶ重要な移動手段であることから、今後も運行を維持してまいります。また、市街地循環バスにつきましては、昨年度まで実施した中で、利用者からのさまざまな意見をもとに検討した結果、これまでの停留所から停留所までの運行方式を見直し、新たな形で試験運行を実施したいと考えており、こちらにつきましては、本議会で改めてご提案並びにご説明させていただきたいと思っております。

路線バス等における免許返納者の対応につきましては、現在、70歳未満の運転免許返納者は補助対象となっておらず、助成対象の拡大について運転免許返納者の返納状況により検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

先日、車の運転をやめた方の要介護度リスクが高くなるとの調査結果が報道されております。

免許返納が高齢者の移動手段を奪い、閉じこもりや健康を害することのないよう、安心して暮らせる対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 購入支援については今のところ考えておられないということなのですが、購入支援につきましては、例ではありますが、東京都では自動車1台当たり10万円を上限に9割補助をしているというところもございます。

また、移動手段に関しましても、町民のほとんどが、先ほども言われましたけれども、ほとんどの高齢者が停留所を設けずに自宅から目的地までを結ぶドア・ツー・ドア方式を望んでおりました。これは買い物したものを停留所から押し車、つえ等をつけて帰るというのが非常に困難だということでありました。この移動手段につきましては、茨城県等では電話予約で自宅から指定場所までを送迎するデマンドタクシーを運行しています。標茶町も独自の支援策が必要と考えますが、この点につきましてもお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時19分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） ただいまのご質問にお答えいたしたいと思っております。

ただいま、新たな方式で考えていることはないかというようなご質問だったと思っておりますが、後に補正予算のほうでご審議いただくことになると思っておりますが、今のところ考えております方式としましては、先ほど議員おっしゃいましたデマンド方式という方式で、これはタクシーではなく、デマンド方式のバスというほうの展開を考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 先ほども町長のほうから外出の機会が少なくなることで、やっぱりひきこもり、鬱、認知症が進むとも言われておりますので、高齢者が元気でいられるよう、移動に困らないまちづくりを強く希望し、質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で11番、鴻池君の一般質問を終わります。

松下君。

○4番（松下哲也君）（発言席） 通告に従いまして質問させていただきます。

熊出没に対して万全の対応をとということなのですが、先ほど来の町長からの行政報告、また、午前中の同僚議員の質問もございました。そういう中では、ちょっと重複する部分もあ

りますし、また、質問を出した日にちからの、その後のいろんな時間的な経過もありますので、この質問の内容と若干異なる状況に今なっているということも承知しておりますので、あくまでも時間的な差があるということだけ了承していただきたいなど、そういうふうに思います。

ことしの7月中旬以降、熊の出没による放牧中の乳牛の被害が多発しております。今まで経験したことがない異常な事態となっており、全頭退牧という処置がとられた牧場も数カ所出ていると聞いております。猟友会標茶支部の方々の協力のもと、見回り、わなの設置等を行っていただいております。連日30度を上回る気温の中での作業には、大変心から敬意を表したいなと思っております。

いまだに捕獲、駆除に至っていないという報道ではありますが、二次的被害を考えると、一日も早い対応が必要であると考えます。ハンターの方々からもいろいろお話を聞いて情報は得ておりますが、次の点について町長の所見を伺っていきます。

1 番目に、現在までの出没件数、また、被害の状況はどのようになっているのか。

2 番目に、標茶猟友会と協議を行っていると思うが、頻度はどの程度で行われているのか。

3 つ目に、出動しているハンターへの補償はどのようになっているか。

4 番目、現在の出動経費を見ると、非常に安価ではないかというふうに考えております。ハンターという、いわゆる特殊な資格、また、鹿とは違い、熊という特殊な任務であるということを見ると、増額に向け早急な対応をすべきと考えるがどうか。

ハンターの高齢化と熊に対応できる人数が限られていると聞いております。町として今後どのような対応を考えていくのか。

農協と協力体制をとり、わなの購入、人件費の増額を図るべきではないか。

今回の非常事態を考えると、災害対策本部を設置すべき事案というふうに思いますが、どうか伺います。

また、教育長にお伺いいたします。

今、学校現場ではいろいろな行事が中止になったり、また、日常、校舎内外での行動、野外自然観察だとか、野外観察の中で授業にも影響が出てきていると聞いておりますが、今後どのような対応をとるのか、お伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4 番、松下議員の熊出没に対して万全の対応をのぞねにお答えいたします。

まず、出没件数と被害の状況ですが、先ほど渡邊議員の質問と重複いたしますが、本町では7月16日以降、2カ所の農場、5つの牧野、合わせて7カ所で、延べ9回の発生件数がありました。

被害の状況は、死亡牛が11頭、行方不明牛が3頭、ヒグマによる外傷があった牛が13頭の被害状況で、死亡牛、行方不明牛、治療費などの合計額が1,100万円を超える額となっております。

次に、標茶猟友会との協議の頻度についてでございますが、連日のように被害が発生して、

緊急対応をお願いしている状況でございますので、改めての協議という形では8月22日にJAさんと猟友会さん、北海道立総合研究機構環境科学センター職員と役場職員で対策会議を行っているほかは、事故発生や巡回体制を組むとき、新たなわな設置などのときなどについては、知識と経験の豊富な猟友会の支部長、副支部長を初め、ヒグマの捕獲に経験豊富な会員の方を中心に、設置箇所や巡回箇所などのご意見をいただいて実行しており、7月16日の発生から延べ16回行っております。

3点目の出動しているハンターへの補償についてですが、本町では、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条の規定に基づき、平成22年に設置した標茶町鳥獣被害対策実施隊設置規則第6条に基づいて出動命令をしており、その報酬については特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条により、日額1万2,000円、4時間以内の場合は2分の1の額を支給するという事で6,000円の支給額となっております。実施隊の場合は緊急出動のケースや月に複数回の出動が考えられるため、支払いについてはその都度とせず、翌月10日までに支払うということでございます。

また、特別職の職員で非常勤の者については、公務中の事故については、北海道市町村総合事務組合の補償を受けられることになっております。補償の種類は、療養補償を初め、市町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償を受けられることとなっております。

次に、現在の出動経費は非常に安価ではないか、特殊な資格、特殊な任務であることを考えると、増額に向けた早急な対応とのご質問についてですが、これまで本町と同様の自治体という仕組みで鳥獣被害防止対策を行っている自治体の調査を行ってまいりましたが、上は3万円から下は無報酬まで、また、カウントの仕方も出動回数や時間当たりなどの違いが見られます。ヒグマに関しては、従事する業務の具体的内容により差を設けているところもありましたが、いずれにいたしましても、議員ご案内のとおり、本町では鳥獣被害対策実施隊は平成22年4月に新たに設けた規則となっており、そのころは、問題個体の動向や環境等も変わってきておりますので、調査結果を参考にしながら鳥獣被害対策実施隊の危険業務にかかわる報酬について検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ハンターの高齢化と熊の対応できる人数が限られていると聞かすが、町として今後の対応をどう考えていくかというご質問についてですが、鳥獣被害対策実施隊の設置した平成22年のヒグマに対応できる実施隊員の人数は9人でしたが、現在は20人になっており、平均年齢では63歳から現在は平均65歳に推移しております。ただし、これは実施隊として委嘱している人数と平均年齢であり、技量、知識、経験という点で実際に熊に対応できるハンターについては、議員が懸念されるとおり減ってきていると聞いており、高齢化傾向にあるものと感じております。

また、これは本町だけの傾向ではなく、全道的にも同様の傾向でありまして、昭和50年代前半には狩猟免許の所持者が2万人を超えておりましたが、現在はおおむね1万人程度でございます。また、年齢構成についても昭和50年代は20代から30代までが半数を占めていましたが、

現在では60歳以上が半数を占めており、高齢化が進んでいる現状でございます。

このようなことを踏まえ、北海道ではヒグマ出没地に対応できる熟練した捕獲従事者の減少、高齢化の進展、将来的な人材不足が懸念されることから、ヒグマの保護管理の適正な推進において、ヒグマの捕獲の経験と技術を有する従事者の育成確保のため、全道域を対象に、ヒグマ対策技術者育成のための捕獲を実施しており、本町でも平成28年から実施しております。

しかしながら、全道的なハンターの担い手については減少傾向にありますから、今後、担い手の確保につきましても、先進的な取り組みを行っている事例を参考に、検討をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、農協との協力体制をとり、わなの購入、人件費の増額を図るべきではないかのご質問につきましては、8月末の農協の理事会では、今回の一連のヒグマ被害対策として、わなを1基購入することと、猟友会へのハンターの人件費を助成することについて決定したとの報告をいただいております。

今回の異常事態を考えると、災害対策本部を設置すべき事案とのことにつきましては、本町といたしましても、災害レベルの事態ということを受けとめて、9月5日に災害対策本部の設置に準じた体制で対策会議を開催しております。

また、北海道のほうでも、9月6日に釧路総合振興局管内エゾシカ・ヒグマ対策連絡協議会ヒグマ被害部会を開催し、情報共有と今後の対応策について協議しており、その中では本町を初め、他の市町村や猟友会からも今回のように長期化や被害拡大を懸念すると、単独市町村だけの取り組みではなく、北海道が主体的な取り組みをすべきだという意見も多く出されたことから、今後、北海道としても早急に対応策を検討していくことをいただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 4番、松下議員の熊出没に対して万全の対応をについて、教育委員会に関するお尋ねにお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今回のヒグマによる被害を受けまして、教育委員会としては随時各学校へファクス等で情報提供を行うとともに、8月の定例校長会議の中でも被害状況等の説明を行い、児童生徒の安全確保を優先に学校運営されるよう指導したところであります。

また、一部の学校では、児童生徒の安全確保を最優先に、予定されていた校外活動の中止や活動場所の変更、一定期間校舎外での外遊びを自粛するなどの対応をとっておりますが、現在のところ、日々の安全確保を十分行いながら日常の学校活動を行っておりますので、授業など教育課程に大きな影響はないと認識しております。

また、今後の対応につきましては、引き続きヒグマの目撃情報などを学校及びスクールバス運行委託業者へ迅速に情報提供をし、注意喚起を促すとともに、状況に応じて必要な安全対策を講じてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○4番（松下哲也君） 答弁ありがとうございます。本当に万全な態勢で臨んでいるということをお伺いしました。

ただ、平成22年につくられたこの条例、あれから8年、9年たつということでは、やはり見直していかなければならないのではないのかなという気がしております。やはり今回ちょっと異常な事態であるということを考えていきますと、この条例に関して再度見直しをして、また、猟友会の方々との協議をやっていっていただきたいということをお申し上げたいと思います。この質問に関しましては、終わりたいと思います。

次、2番目に、合葬墓を建立してはと。

この質問は、平成29年第4回定例会において同僚議員からも質問がされております。

今回、町議選、いろいろと回ったわけなのですが、その中で多くの方々から、町でもって合葬墓をぜひ建立してほしいという要望をお伺いしております。

近年、終活という言葉で、生前にさまざまな対応をしている方が多くなっております。近い将来、無縁になる可能性のある方がお墓の処理を考えたり、先祖のお墓も含め自分たちのお墓の維持管理を将来とも子供たちに負担をかけたくないなどの理由があり、墓じまいをされる方が増加していると聞いております。

今後、地方の人口減少、都市部への一極集中の状況を考えると、ますます増加していくものと考えられます。

道新にもたびたび記事が出ておりましたが、最近、自治体における合葬墓の建立が増加しているということでもあります。本当に標茶の隣の町、近隣町村でも「家族や親族によるお墓の継承や管理に不安のある方、経済的な事情からお墓を持つことができない方等に対して、埋葬方法の選択肢を広げるため合葬墓を整備する」ということで、今年度、調査費を予算化している町がございます。

本町においても、永代供養できる宗教、宗派に関係のない合葬墓の建立が必要と考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、松下議員の合葬墓を建立してはとのお尋ねにお答えいたします。

議員ご指摘のように、終活という言葉が社会に浸透し、さまざまな理由で墓じまいをされる方がふえているとも感じております。

本町におきましても、改葬を伴うお墓の返還は、毎年10件程度で推移しておりましたが、平成30年度におきましては20件、本年度におきましても9月第1週の時点で既に15件と増加傾向にあります。墓じまいをされる理由は、個人の状況によりさまざまですが、やむなく標茶を離れる場合に転居先に持っていく場合や、墓守をする家族がおらず寺院などに永代供養をお願いする場合などがあると聞き及んでいます。

ただし、墓じまいということに対し、異を唱える意見も一方で存在することも事実でありますので、行政がどこまでできるかということを経重に考えなければならないものと判断するところであります。

平成29年第4回定例町議会においても同様の質問がされましたが、それ以降、町としましては、積極的に墓じまいを推進するものではないということを基本にしながらも、特に議員ご指摘のお墓の継承や管理に不安のある方々、また、経済的事情から永代供養等も難しい方々に対して、あくまでも合祀という形であるならば、町で合葬墓を整備する意義はあるものと考えております。

現在、建立するとした場合の場所、制度の運用方法、経費等について、担当課において検討しているところであります。

また、地域墓地管理組合に2カ所ある主に無縁遺骨が納骨されている納骨堂の老朽化と手狭となっている状況とも合わせまして、地域墓地管理組合や宗教関係者と意見交換を図りながら、建立の可能性について検討を深めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○4番（松下哲也君） 今、答弁の中で、やはり自治体がかかわって建てられる合祀であるならば可能かと。やっぱり自治体がかかわって建てるお墓というのは、きちっとしたものが必要であるということは私も理解できます。

その中で、宗教とか宗派に関係のない、いわゆるその中で、特に経済的な事情からお墓を持つことができない人だとか、そういう中で、いろんな方々がそこに遺骨を納めることができるというようなお墓でなければ私はならないのかなと思っております。

そういう中では、検討されているというお話ですけれども、ぜひとも強制というか、無理にお墓、墓じまいをする、しなさいということではなく、あくまでも、これは希望する人がどのくらいあるかということもやっぱり把握する必要があるのではないのかなという気はするのですけれども、そこら辺についてはどのようにお考えなのか、どのような対応とるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

ただいまご意見出ましたどれだけの需要があるかということの状況把握についてというご質問でございますけれども、今後、先ほども町長から答弁がありましたように、墓地管理組合、それから宗教関係者等との意見交換を図りながら、それから、可能であれば町内に向けたアンケート調査を行うなど、そういった形で実態調査といたしますか、どれだけの問題があるのかということ把握していきたいというふうには考えているところでございます。

（「終わります」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で4番、松下君の一般質問を終わります。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君）（発言席） 事前の通告に従いまして、質問をさせていただきます。

件名の1番目ですが、駅前商店街と周辺地域の水害対策を早急に行い、地域の活性化と共助体制の再構築を図るべき。

これは、駅前商店街の現状は、人口減少や高齢化、消費動向の変化により空洞化が顕著であります。大型店の郊外進出も、この傾向に拍車をかけています。また、釧路川の増水時には、この地域を流れる支流の水門が閉鎖されるため、たびたび浸水の危機にさらされているという不安を抱えています。

同地域に万全の水害対策を講じ、安心・安全な生活環境を整えることで若年層の定住を誘導し、高齢化が進む同地域の活性化と共助体制の再構築を図るべきと考え、次の4点について質問いたします。

- 1、過去の「避難指示」「避難勧告」の際、同地域の避難状況を検証したことはありますか。
 - 2、抜本的な水害対策は検討されていますか。
 - 3、駅前商店街周辺の高齢化状況を鑑み、同地域に避難拠点を設ける考えはありませんか。
 - 4、老朽化の著しい町職員住宅を駅前商店街周辺に整備する、そんな考えはありませんか。
- 以上4点です。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 駅前商店街と周辺地域の水害対策を早急に行い、地域の活性化と共助体制の再構築を図るべきとのお尋ねにお答えします。

1点目の過去の「避難指示」「避難勧告」の際、同地域の避難状況を検証したことはあるかとお尋ねですが、平成28年8月の台風による避難勧告あるいは平成20年の大雨による融雪災害時の避難指示をそれぞれ出したところではありますが、その後、町内会にも協力を得ながら、アンケートを実施しております。6割の回答率ではありますが、その中で、旭、富士地区の避難状況ですが、平成28年時には、旭地区の67%の方、富士地区で73%の方、平成30年3月時には、旭町で65%の方、富士地区で57%の方が避難したというアンケート結果が出ております。平成30年のときには、避難率が低下していると分析しており、釧路川の氾濫に備えて、迅速な情報提供と避難できる体制構築が必要と認識しているところであります。

2点目の抜本的な水害対策の検討についてですが、これまでの議会での排水機場のお話や、総務経済委員会でのご意見をいただきながら、釧路開発建設部と協議を行っております。その中には、内水氾濫対策として行うのであれば、基本的には町が施設整備を行うべきことが示されたところですが、ただ、多額の設置費用と維持費用が必要となることから、排水機場の整備は、とり得る選択肢の一つではあるものの、排水系統などオモチャリ川に流れ込む内水の分析を行った上で対策を検討すべきとの助言をいただいたところであります。町としましては、オモチャリ川のしゅんせつに取り組み、また、開発建設部が所有する排水ポンプ車の有事の際の優先

的配置について申し入れを行い、理解を得ているところであります。

一方、ソフト対策では、釧路川水害タイムラインを設定し、さらに確実な運用ができるよう、関係機関と連携をしながら、釧路開発建設部、釧路気象台の協力をいただき、図上演習を行っております。また、現在、人的被害を未然に防ぐため、有効な情報伝達手段について整備を進めたいと考えているところであります。

議員ご指摘の抜本的な水害対策については、現在、内水処理計画を策定すべく検討しているところでありますので、ご理解を願いたいと存じます。

また、今後も引き続き、釧路開発建設部との連携かつ要請すべき部分はしっかりと要請しながら、釧路川の氾濫対策並びにオモチャリ川を初めとした内水氾濫対策について取り組みを進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

3点目の駅前商店街周辺の高齢化状況を鑑み、同地域に避難拠点を設ける考えはないかのお尋ねについてお答えします。

これにつきましては、ハザードマップによりますと、駅前の旭町、富士町においても、浸水想定エリアとなっているところであります。そこに避難所がある場合には、災害発生時においては孤立する可能性も出てくるのが想定されます。

町としましては、町内会の協力を得ながら進めております避難行動要支援者の名簿による安否確認や釧路川水害タイムラインに基づき、いち早く安全な場所に避難ができるよう、ソフト面の充実を図ることで対応したいと考えておりますので、議員ご指摘の水害対策としての避難拠点を駅前に設置する予定は、今のところ考えておりませんので、ご理解を願います。

4点目の町職員住宅を駅前商店街周辺に整備する考えにつきましては、現在49戸の職員住宅を有しており、うち4戸につきましては老朽化、また、1戸については修繕中により入居しておりませんが、その他の職員住宅については入居している状況であります。

一方、新採用職員を中心に職員住宅に入居したいという希望もありますが、全ての希望に応えられず、民間の賃貸住宅に入居している職員もおります。

職員住宅の整備につきましては、一定程度の需要は認識しているところでありますが、長期的な需要あるいは他の重要な事業の進捗状況等もあり、また、財政状況も見据えながら今後判断していくこととしており、職員住宅の駅前周辺の整備については、今のところ考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） ありがとうございます。

今お答えいただいた中で、最初の1番目の過去の避難指示、避難勧告の際の同地域の避難状況について詳しく説明していただきました。それと、3番目の同地域に避難拠点を設ける考えはないかということに関して、現状ではないということをお答えいただいたわけですが、この1番と3番というのは非常に密接に関係してしまっていて、今回1番の避難状況についてアンケー

ト調査の結果、今お答えいただいたわけですが、この地域には高齢者介護施設が2つあります。この高齢者介護施設には、車椅子の利用者もいるわけですが、実は28年8月、それから30年3月の避難指示、避難勧告のとき、それぞれ実際には誰も避難できていません。避難できなかった理由というのは、リフト付きの輸送車の出動を要請しましたが、それがままならなかったということをおっしゃられているわけですが、結局のところ、その2回とも実際には避難できていないということがあったものですから、今回のアンケート等の中にそういった結果があるかなというのもちよっと思いましたが、そうではないということですので、そういったことも再度調べていただいて、その上で、そういった地域に人的被害が発生しないように、きちんとした避難状況が確保できるまでの間の、仮でもいいですから避難できる、人的被害を発生させないためのそういった拠点の整備というものをその事実と合わせて再度お考えいただくことはできないでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

避難、水につかるエリア、浸水区域内にある部分、過去の2回の避難のときには、たしか、やすらぎ園のほうに避難を、そのグループホームの方たちについては……

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

平成28年8月の避難指示につきましては、当時、私、保健福祉課長でありましたので、そのときに対策本部が設置されまして、初めてふれあいに福祉避難所を開設するという状況でございます。グループホーム2カ所の入所者を全員そこに避難させるということを最優先に動いていますので、それで食事の提供についても、自分たちで持ってきた食事を、調理場をたしか開放しながら、そこで食事を提供するという形になっていましたので、ただいまの議員からの答弁内容と私が実際に体験した内容とはちょっと違うのではないかなというふうに考えておりますので、私どももう少し、その後の30年の部分については私はいませんでしたので明確にわかりませんが、間違いなく、たしか福祉避難所として80人近く最大で避難しましたが、2つのグループについては、1晩泊まって次の日に帰ったという状況で私は現場の当時の責任者として把握しておりますので、ただいまの議員の質問の内容とはちょっと違うのではないかなと思いますけれども、再度30年についてはわかり次第報告させていただきます。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 失礼いたしました。

30年のときには、やすらぎ園のほうにグループホームの方たちは、やすらぎ園といいますか、デイサービスのほうが夜間あくものですから、そちらのほうに全員避難をしていただいて、なかなかグループホームというと、通常の生活空間をふれあい交流センターというちょっとざわざわとした避難空間に持っていったところで不安定になるということで、平成30年のときには

デイサービスのほうに避難していただいている状況でございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） いずれにしましても、当事者たちのおっしゃっていることというのをごさいますので、28年8月、それから30年3月の状況について再度確認をしていただいて、おっしゃられるとおりを尽くされていたのであれば、それはそれで。しかし、同地域の高齢化、それから高齢世帯の比率等を考えますと、水害という災害の特性を考えても、なかなか水に囲まれた状況で安全な避難地域まで移動するとか、そういったこと、特に車椅子等を使っていたり、移動に困難を来す方などの場合は、やはりいち早く一時的にでも安全なところに避難できる、そういう状況というのは必要ではないかと思えます。

それと、その避難拠点自体が浸水地域になってしまうのではないかということにつきまして、災害対策の現場の中心的な役割を担う消防署が浸水地域の中にごさいますし、防災センターもそういった地域にありますから、そのことが即そういった理由にはならないのではないかなと思えます。

いずれにしても、人的被害を起こさないということが一番大切なことだと思いますので、それに向けた対応をご検討いただきたい。そして、何よりも、抜本的な水害対策というものを一日も早く構築していただきたい。そのことによって安心・安全な生活環境というものを整えていただくことが肝要かと思えます。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えしたいと思います。

まず、福祉施設の関係なのですけれども、災害に対する制度やら考え方が変わってきておりました、福祉施設の事業者に対しても一定程度のものが求められてきている状況でありまして、それら制度改正については、北海道等から直接事業者のほうに説明会を開催して説明をされているところであります。事業者が一生懸命避難しようとして足りないところは、当然行政として支援をしなければいけないというふうに考えているところであります。

そのような中で、今、議員からご指摘のあった駅前地区への避難拠点の開設でありますけれども、現状まず1つ、ふれあい交流センターがメインの福祉避難所として運営しているところであります、いかんせん専門的なスタッフの数が限られておりまして、それを距離感からだけで2カ所、3カ所とふやすことは、逆に対応できる人間が今の段階では非常に厳しいものがあるというふうに考えております。

それから、何度も説明をさせてもらっておりますけれども、標茶においては釧路川水害タイムラインというものを策定しております。これについては、標茶市街地の水害の特性であります釧路川が増水し、そして樋門が閉じられ、内水氾濫が起きるという一連のプロセスが、ある時点から一定程度の時間帯の中で起こるということが想定されると。それを前もって察知して動き出すことによって、人的な被害を防ごうという、そういう考え方でありまして。

具体的に申し上げますと、今現在は台風説明会がトリガーという行動、発動の一つの基準点

になっておりますけれども、台風説明会が気象台のほうで開催されましたら、こちらのほうで用意しているタイムラインに従って各機関あるいは町民の方々もみずから行動を起こして、水が出る前にいち早く指定の避難所に避難をしていただくという、そういう考え方であります。

繰り返しになりますけれども、スタッフ等々の心配がある、あるいはそれなりの費用等がかかる。それから、万が一、本格的な水害が起きた場合については、果たしてその避難拠点の程度がどの程度のものまでたえ得るか、そういうことも考えますと、現状、投資対効果等々を考えましても、タイムラインに従って誘導してもらおう。時に空振りという結果が多いかもしれませんけれども、今、日本全国で発生している災害の現況を考えますと、タイムラインに従って早目早目の避難行動を起こすというのが、一つの常識になりつつありますので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） いずれにしましても、災害に対して高い想定を持って臨んでいただいて、人的被害を防いでいただくと。その点、今後もよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

件名ですが、保育園の入園待機者の解消を迅速に行うとともに、託児等に要している費用を町が負担すべきではないか。

質問の内容ですが、保育料無料化から5カ月が経過しましたが、依然、入園待機者は解消されていません。この件について6月定例会において町長は、必要な人員を確保できず待機者の発生を予見していたが、見切り発車せざるを得なかったと説明しています。

それを踏まえて、次の3点について質問します。

- 1、入園待機者解消にどのように取り組んできましたか。
- 2、早急に入園待機者を解消する意思はありますか。
- 3、待機者がこうむっている経済的損失は、自己完結すべきものですか。

以上3点です。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 保育園の入園待機者の解消を迅速に行うとともに、託児等に要している費用を町が負担すべきとのお尋ねにお答えします。

保育料の無料化につきましては、町議会のご理解のもと、本年4月から国の無料化政策を待たずに、本町独自の事業として実施してきております。6月の定例会において答弁いたしましたとおり、必要な人員の確保が難しい可能性もありながら、まず無料化の実施をとの思いで実施していることは議員ご指摘のとおりであります。

議員お尋ねであります1点目の入園待機者解消にどのように取り組んできたかですが、ハローワークによる求人募集のほか、毎月の町広報誌による募集の掲載、ホームページへの掲載などに第1種臨時職員の保育士の募集を行ってまいりましたが、1件も応募がないことから、8月からは臨時保育士の募集とあわせて、正職員により保育士の募集も行っているところであ

ります。

しかしながら、現在働いている臨時職員以外からの応募はないことから、引き続き保育士の募集について努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の入園待機者解消の時期はいつごろになるかとお尋ねではありますが、募集をしても応募がない状況を鑑みますと、少なくとも今年度中の解消は非常に難しいものと推測しております。

3点目の待機者がこうむっている経済的損失についてのお尋ねではありますが、待機児童となることにより託児ファミリーサポートや保育ママ、ベビーシッター等の利用といったことが考えられますが、これらの場合は一時的な利用が主であり、保育に欠ける児童にならず、待機児童とはならないことから、町として現時点で経済的な支援は考えておりません。

また、待機児童となったことで就業できず、収入に影響が出た場合についても、原則就業先の規定等により対応すべきものと考えております。

いずれにしましても、待機児童の解消につきましては、人材の確保など、さまざまな面で困難な点がありますが、保育士の学校等への案内など、引き続き人材確保等に全力を尽くしてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） ありがとうございます。

6月の定例会においてもこの件について質問させていただきまして、そのときのお答えなどを踏まえて聞かせていただいたのですが、まず1点目の入園待機者解消にどのように取り組んできたかという点について、ハローワーク、それから臨時職員の募集、8月からは正職員の募集もあわせてというふうにお答えになっているわけですが、8月からの正職員の募集というのは、来年の4月1日採用の職員の募集というふうになっておりましたけれども、それはイコール待機者の解消のための努力というか、方策というふうにはなるのでしょうか。まず、それが1点。

それから、臨時職員の募集を広報などで繰り返し行っているわけですが、なかなかそれに応募がないというのは、そもそも待遇面で問題があるからということ、6月の時点でも多分指摘されていたと思うのですね。ただ、それに関しては、6月までと同じ内容で募集が行われているわけで、今の8月に募集していた分、正職員の分出ていますけれども、それとは別にやっているのだよということがあるのであれば、それはそのように回答いただければいいと思いますが、いずれにしても、6月までの状況と待機者解消に対する取り組みというのが、余り変わっていないように思えるわけです。そこでどうしても考えてしまうのが、6月の時点でおっしゃっていた、2歳児もやがて3歳児になるから、その時点で待機者が解消されるという趣旨のお答えもいただいておりますので、どうしても私はそのことが気になってしまうのですね。結局、早急に解消するという、そういう意思が本当におありなのかどうかということです。

町長の公約の目玉として、町長就任時から考えると、もう1年近くこのことについては取り組んでこられているというふうに思うわけです。それで、なおかつ待機者が出ていて、待機されている方には、現状についての説明は何もないということも伺っています。

そういったことで、経済的損失に関しても、それは町で見るべきものではないということ。それは、いろんな根拠もちろんありますのでわかりますが、であれば、なおさら1番、2番の待機者の解消、それから早急に解消するという、そのところの意思を、それから行動を明確にやっぱりするべきではないかなと思います、いかがでしょう。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

まず、1点目の保育士の募集の件に関してでございますが、多分時期が一緒だったものでちょっと見間違われた部分もあるのかと思いますが、当初、来年度4月1日採用ということで3名の募集をかけております。その後、どうしても待機児童の解消につながらないということで、今年度の中途採用ということで、若干名の募集をかけておりますので、町としてはただ単純に見守っているという状況ではございませんので、その部分についてはご理解願いたいというふうに思います。

2点目の待遇面の部分に関しては、今、社会的というか、全国的にも保育士の不足ということと言われておまして、より都会、より住みやすいところへというところでの就職を希望されている方が非常に多いということございまして、なかなか一概に待遇面だけという部分では対応し切れない部分があるのかなというふうに考えてございます。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） ただいま担当課長から職員募集の状況、それから待遇面に対する現況について町の考え方をお伝えしたところであります。

繰り返しになりますけれども、正職員としての採用、令和2年度からという予定を前倒しして、そして募集をかけるという一歩踏み込んだところでやっているのは、早急に待機児童を解消すべしという町長の指示があつてのこととありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 6月の議会でもう一点、退職している保育士さん、有資格者に、例えば声をかける。そういったことについても誠意を持って行っていますかというお話をさせていただいて、退職者の会にはご挨拶に伺ったというふうに町長から伺っています。その後そういった具体的な、一本釣りのような形にはなりますけれども、有資格者に対して、ご案内をしたりとか要請をしたりとか、そういったことはございますでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

退職者に関しましては、直近の退職者に関してはその退職時に今こういう状況だということ

でお願いをしたりはしていますけれども、なかなかご理解をいただけない。6月の定例会後に
関しては、特に大きな動きをとっておりませんので、何もしていないといえますか、退職者の
募集に関しては特に行動を起こしていないという状況でございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 職員の募集に関してはそういったことで前倒しをして、9月の議会の
前に正職員の募集というのを待機者解消分もあわせて募集をしましたよということ、それは了
解しました。

ただ、今、最後にお聞きした有資格者へのアプローチです。それについて全く行っていま
せんよということ。もちろん広報であるとか、新聞であるとか、いろいろなものを通じて人が足
りていません、募集していますよというふうに、そういったことはアピールされても、例えば
そういうふうに現実的にできそうなことをされていないことや、2歳の子がやがて3歳にな
たら解消されるのだという、私もそうですし、待機者、待機されている町民、そういったこと
をどうしてもやはり感じずにはいられないわけです。そういった全ての手を尽くして今生じて
いる待機者という不公平を一日も早く解消していただくようお願いして、私の質問を終了いた
します。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。

類瀬議員からは非常に厳しいご指摘がございましたが、私どもも実は退職者については個人
的にはお話をしています。その理由が、再任用になって働いた方が一、二年でやめたり実はし
ているのが現状です。なぜかという、経験者でありますので、必ず担任を持たなければなら
ないとかという状況になってしまうので、体力的に限界で、それ以上はもう勘弁していただき
たいというのが実は大半の方の理由でした。なかなか保育園の現場というのは、非常に労働環
境としてもやっぱり厳しいのかなというのは思いながら、お話は個人的にはいろんな方に、元、
例えば年齢がかなり高い人とか、70を超えている方とか、そういった人との交流の場はありま
すので、後輩の方でそういう人はいませんかということについてはお話は実はさせていただ
いています。それは担当レベルでの話はございませんので、私どもはいろんなところで今、保育士
に限らず、役場の中の人材不足が非常に大変な状況になるということは、いろんな会合とか、
そういった中で、挨拶の中でさせていただいたり、何とか協力してくださいという話は至ると
ころでできていますので、ただ、現実問題としては非常に厳しいということはあるので、
再度これから対応できる手段がないのかどうか、引き続き担当と一緒に知恵を出していきたい
と思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 次の案件に移ります。

ヒグマに襲撃された共同牧野等の放牧再開に向け、放牧地と運営組織を維持するため、経済
的支援を行うべきではないかと。

内容ですが、鉋根酪農ビジョンにのっとり「草地型」を目指す本町の酪農にとって、ヒグマの襲撃による放牧中止は大きな痛手となりました。当該ヒグマが捕獲されるか否かによらず、来春以降も放牧による健全かつ経済的な乳牛育成が継続されなければなりません。円滑に放牧が再開されるよう、運営組織と放牧地の維持、食害防止に努めるべきと考え、次の3点について質問します。

- 1、本件を災害と位置づけ、放牧地の植生荒廃防止対策を町が支援する考えはありませんか。
- 2、有害獣の放牧地や採草地、各農場への侵入防止対策を具体的に考えていますか。
- 3、病畜等の捕食体験が襲撃のきっかけとしています。その予防対策はありますか。

以上、3点です。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） ヒグマに襲撃された共同牧野等の放牧再開に向け、放牧地と運営組織を維持するため、経済的支援を行うべきとお尋ねにお答えいたします。

まず、本件を災害と位置づけ、放牧地の植生荒廃防止対策を町が支援する考えはないかとお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、予期せぬ退牧により除草刈りの必要性が高まる可能性は考えられますが、農協との対策打ち合わせの中でも、牧野の多くが傾斜がきつく作業が難しいと聞いており、また、課題としては挙がっておりません。基本的には、中山間交付金の対象にもなっており、個々の牧野管理の責任において取り組まれるべきものと考えておりますが、需要について注視し、JAと協議しながら対応したいと考えております。

次に、有害獣の放牧地や採草地、各農場への侵入防止策を具体的に考えているかのご質問については、ヒグマの侵入防止策として、電気柵や金網柵の設置によるものが有効とされております。しかし、電気柵の場合は1メートル当たりの資材費が2,300円程度の初期費用が必要なことと、漏電対策のメンテナンスを徹底することが重要であると言われておりますし、金網柵はさらに高額な費用が必要です。ハード的な対策は補助事業の活用が可能なので、個別に相談対応をすることと考えております。

また、ヒグマは森林とか茂みが続いているところを好んで行動しますので、放牧地と森林の間のスペースを見通しのよいように環境整備をすることで、かなり出没を抑制することにつながると言われておりますので、侵入防止策として非常に有効とされているのが下草刈りや、やぶの刈り払いなどを行って、オープンスペースを設けることであり、農業者へ周知を図っている予定であります。

次に、病畜等の捕食体験が襲撃のきっかけとなっているが、その予防対策はあるかとお尋ねですが、ヒグマの生態などの研究を行っている道立総合研究機構環境科学研究センターでは、ヒグマは一度味を占めると執着する性質があるということですので、病畜かどうかは定かではありませんが、どんな形にせよ牛の捕食を体験させないことが、新たな問題個体を出させないことにつながると思います。

今回、NOSA Iの協力をいただきながら調査したところ、各牧野において行方不明牛やヒ

グマの被害があったと断定される事故が複数あったことが判明しています。そうした事実から考えても、放牧牛の個体の徹底管理が非常に重要になっており、今回被害が複数発生したことから、被害の拡大を防ぐために、放牧牛の飼養管理、頭数の管理をできるだけ細やかにやっていただくよう呼びかけております。

また、放牧牛の健康管理を徹底することも予防対策として非常に有効なことと考えられます。

いずれにいたしましても、食害防止の対策といたしましては、特定の問題個体を捕獲しない限り解決しないのではと考えておりますので、まずは特定の問題個体の捕獲に現時点でできることを実施していきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） ありがとうございます。

まず、町として草地型酪農をというふうなことをおっしゃっている観点から、今回、もちろん牛そのものの被害、亡くなってしまったものや、けがをしたものによる損害、そういったことは当然大きいわけですが、私は今後数年間で考えると、むしろ放牧地が利用できない、あるいは利用効率が落ちる、そういったことというのが草地型酪農、どういうふうに定義しているかということはありませんけれども、草地型酪農をうたっている標茶町にとって、影響が大きいのではないかなと思うわけです。

先ほど同僚議員の質問の中に、不足する草を農協が呼びかけて、例えば確保する動き、そういったものも見られるということがありましたけれども、細かいことはいろいろありますけれども、放牧によって牛を育成するというのは決して楽なことではありませんが、経済的なことと言うと、牧草を購入して育てるのは雲泥の差があるわけです、経済的に。それが1年ではなくて数年も例えば続くかもしれない、あるいは問題個体が捕獲されない場合ずっと続くかもしれないという、そういう観点に立たなければいけないのではないかなと思うわけです。

確かに、私の質問の1番目の植生荒廃防止対策を町で支援することができないかと。例えば掃除刈りとか、そういうことですが、傾斜地だからできないということはないのですね。中山間の補助金をもらっているから牧野利用組合等でやることもできるのではないかと、そういうお答えであったと思うのですが、今回、放牧期間の途中において一斉退牧をして、預託料収入というのは断たれるわけです。しかし、組織を維持するために各共同牧野の利用組合では、残りの期間の人件費を例えば自腹を切っているという、そういう実態があります。そういう状況において、そういった放牧地の手入れなどにさらに投資ができる状況かどうかというのは、もう一度各共同牧野を運営している組織等にお話を聞いていただくなり、そんな中でもしかなしたら町のほうにお願いしたいこととかというのが出るかもしれませんので、一足飛びに支援ということだけでなく、そういった細やかなお話をさせていただきたいなというふうにまず思います。

2番目の有害獣の放牧地や採草地、各農場への侵入防止対策ということで、一番現実的なもの

は電気柵であります。これ電気柵、余り現実的でないのではないかというようなお話だったかと思うのですが、逆でして、道内の公共牧場、大きいところは既に有害鉄線を廃止しているところが結構あります。テレビコマーシャルに出るような大きな牧場でも、電気柵に変えています。下草刈り等を行ってやっているという、そういう現実をまず直視していただきたい。そのことに関しては国の補助等も手厚くありますので、ぜひそういったこと等も利用も含めて、あるいは町で単独で支援できるかも含めて、再度考えていただけないものでしょうか。

それと、3番目の再発防止に向けた放牧牛の管理のことですけれども、これ具体的には小型ピロプラズマによるタイレリア症によって重度の貧血を起こした牛が、熊に食べられている例、それから犬に食べられている例、これは何を隠そう、標茶町営牧場でも発生しています。お話にもあったとおり、今回事故のあった、襲撃された各牧野では何頭もそういった、原因は不明ですけれども、被害が出ている。事後の調査では、ピロの感染率が高いということで、そのことによって小型ピロ対策を行った農場では、それまで毎年、牛の数が足りなくなっていて、白骨化して発見されていたということが、ここ5年、6年、解消されているという例もあります。問題の個体は既に元気のいい牛を襲うということを繰り返しているのです、その個体に関しては効果のないことですが、今後新たなそういった問題行動を起こす、例えばヒグマを発生させないためには、共同牧野、それから公共牧場の入牧時の衛生基準、入牧基準というものをきちんと見直して、その後の衛生管理として小型ピロプラズマ対策であるとか、免疫を弱らせるBLVの対策であるとか、そういったことを積極的に行っていくべきではないかなと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。ちょっと何点かにわたっておりましたので、もし漏れがありましたら、後ほどご指摘をいただきたいと思います。

まず、草地型酪農に関連する部分でありますけれども、議員ご指摘のとおりであります。実際問題、標茶の酪農が生きていく大きな手段というのが、草地型酪農という位置づけであります。そういった意味で、町有の牧野を有効活用していただいている、そういう状況であります。

また、電気柵、電牧が非常に有効であるという、そういうご指摘もいただきました。参考にしながら取り組んでまいりたいというふうに思いますけれども、やはりここで大事なのは、これまでの牧野の利用方法とスタイルが変わってくるものなのだろうというふうに感じるころであります。それぞれの酪農家さんあるいは牧野管理組合の役員さん等々が電牧を導入して、どういうふうに行っていくのか。恐らく今ある牧野を一遍に全部外周を囲ってしまうというのは無理なのだろうと。小さく囲いながら、一定程度の電牧柵延長で効率的に使っていくということを考えると、今よりかは人手がかかるような、そんな運営になっていくのではないかなというふうに想像しているのですけれども、そういった今回の災害を機に、手をかけていくということにもし発想の転換ができるのであれば、それについて情報提供あるいは補助金の活用等

について支援をしてみたいというふうに考えているところであります。

いずれにしても、今回、熊の被害が全て農業被害、家畜の被害ということでありまして、当初から農協さんと連携をして取り組んできているところであります。その中では、これまで農協さんを経由しての情報としては、牧野の掃除刈りですとか、あるいは電牧柵について、要望については承っておりませんが、議員ご指摘のとおり、きめ細やかな対応をしながら、不安の払拭につながるものがあれば、できる限りの対応をしていきたいというふうに考えております。

それから、小型ピロの関係でありますけれども、平成23年度からたしか育成牧場も関与していたのではないかと思うのですが、町内ではNOSA I組合等々で関係機関で対策を実施しているというふうに伺っております。その中で、この間、一定程度のシステム化がされまして、町内では実効を上げているという話を私、伺っております。

また、議員から入牧時の衛生管理等々のお話もありましたけれども、これも農林課的にはいろいろな会議で話題になってきたところでありまして、熊の新たな被害を出さないだけでなく、標茶町から出てくる育成牛の品質向上につながるというふうに考えておりますので、こちらについてもこれから意を払ってみたいというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） いずれにしても、これまで経験したことのない、そういった状況でございますので、かかわっている方々のいろんなご意見、それから要望等をよく酌んでいただいて、これからも草地型酪農の里として、放牧などが順調に行われるように対応をお願いしたいということで、この質問を終わります。

次に、4点目の質問ですが、スポーツの力による関係人口獲得のため、社会体育施設の無料化と教育行事バスの利用を拡大すべき。

内容ですが、標茶町の体育施設は押しなべて老朽化が顕著ですが、行き届いた管理と利用密度に余裕があることなどから、近隣市町村からの利用も目立ちます。

また、各種目にすぐれた選手あるいは指導者がおり、小学生から大人まで標茶を練習会場とする競技者が年々ふえるとともに、スポーツ振興補助金による遠征時に係る経済的負担の軽減を考え、標茶町に移住する競技者もおります。

こうした実態を踏まえ、次の3点について質問いたします。

- 1、子育て支援や関係人口獲得のため、社会体育施設を無料化する考えはありますか。
- 2、国の人件費等の支援制度を活用し、部活動の指導者を配置する考えはありますか。
- 3、教育行事バスの利用を拡大し、部活動や少年団活動を活発化する考えはありますか。

以上3点です。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 2番、類瀬議員のスポーツの力による関係人口獲得のため、社会体育施設の無料化と教育行事バスの利用を拡大すべきとのお尋ねにお答えいたします。

1点目の子育て支援や関係人口獲得のため、社会体育施設を無料化する考えはないかとのお尋ねですが、体育施設の有料化の考え方については、特定受益者による応分の負担をいただくことを趣旨としたものであります。また、使用料による維持管理を賄うものではないことも、これまでの議会との議論の中で述べさせていただいておりますことをご理解いただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、有料化施設の老朽化は全般に見られる状況ではありますが、その都度、利便性を考慮して維持補修等に取り組んでおります。また、有料化が施行されて12年が経過していることから、教育行政方針並びに標茶町社会教育第8次中期計画にも盛り込み、体育施設の有効活用を図るため、使用料を含めた管理運営等のあり方について昨年5月から社会教育委員会を中心に、評価と検証及びアンケート調査を実施しております。議員ご指摘の無料化につきましては、今後、社会教育委員の会からの最終的なご意見を取りまとめ、あわせてこれまでの有料化に伴う議会との議論や経緯も踏まえ、方向性を整理することとしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、2点目の国の制度を活用し、部活の指導者を配置する考えはないかとのお尋ねですが、部活動指導員につきましては、学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導等に従事し、部活動の指導体制の充実を図ることを目的に平成29年に学校教育法施行規則に新たに規定され、制度化されたものです。

議員ご指摘の指導員の配置につきましては、学校における働き方改革を推進する上でも教職員の負担軽減につながると認識しておりますが、現在のところ、各学校からは制度を活用する希望がないことから、配置には至っておりません。今後につきましては、指導員になる人材を確保する課題はありますが、学校教育の一環として行われている部活動の意義と各学校の実態を踏まえ、必要に応じて制度の活用を研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の教育行事バスの利用を拡大し、部活や少年団活動を活発化する考えはないかとのお尋ねにつきましては、現在、部活動で大会出場する場合は、スクールバスを利用しており、また、教育委員会の所管する行事利用車両の補助金制度により、少年団や文化・スポーツ団体で社会教育認定団体として登録されている団体を対象に、各種大会、研修会等に参加する場合のバス等の車両賃借料、また、少年団等児童生徒が大半を占める団体及び社会福祉活動を目的とした事業を行う団体で車両を利用する場合に、燃料費及び運転手賃金並びに宿泊料も補助対象として予算の範囲内で支援をしております。

また、制度の周知につきましても、毎年広報しべちや4月号において社会教育団体認定申請の受け付け開始のお知らせとあわせて、認定団体の優遇措置としてこの制度の周知も行っているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 3点目の教育行事バスの利用を拡大し、部活動や青少年団活

動を活発する考えはないかのお尋ねの中の町長部局分についてお答えいたします。

平成18年4月より、町有行事バスの使用要領及び利用基準を見直し、「その他町長が本町振興上必要と認めた場合」の1項を加え、年間1団体1回程度の利用であります。町内会、地域会、高齢者団体、社会福祉認定団体へも利用を拡大してまいりました。また、これまで利用回数の制限に関してご意見もないことから、利用制限に一定のご理解をいただいているものと認識していたところでございます。

利用の拡大についてのお尋ねですが、昨年度の行事バス運行回数は289回にも及んでおり、町の主催行事や学校のほか、町内会、地域会、さらに少年団活動などの幅広い利用に専用行事バスのほかに路線バスも投入してご要望にお応えしている状況であります。飛躍的に行事バスの運行回数をふやすのは難しい状況ですが、公平で効率的な運行方法がないか、関係団体あるいは少年団本部等と協議してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） ありがとうございます。

社会体育施設に関しては、現在さまざまな角度から見直しの最中ということで、できれば利用する皆さんが応分の負担をしなければいけないのだと。例えばそれは料金もそうだし、管理面で掃除を一生懸命やるとか、そういうことも含めて、しなければならないのだという、そういう機運というのは、この12年間で随分と定着したものと思いますので、現実に建物が非常に古くなってお金をいただくのにどうかというような状況もございますので、そういったことを前向きに検討していただければというふうに思います。

それから、国の制度を活用して部活の指導員をとということ、これ標茶の各少年団の活躍によって管内のあちこちから標茶町の少年団活動に人が集まっているという実態があります。遠くは根室市内から週4回通ってくるとか、そういった例もあります。それは、標茶町内に環境とか、それから指導する人材とか、そういったことがあるからにはほかならないわけで、こういったことを学校の部活の場面でも何とか実現していただいて、そのことが魅力となって標茶の学校に来る、それからやがて標茶高校に進学するというような、そういったことにぜひ結びつけていただきたいなと考えるわけです。

国では、来年度の概算要求に増額した上で、15億円の予算というのを盛り込んでいます。働き方改革を一生懸命やっているところを優先的に予算を配当していくと。そういったようなこともありますので、働き方改革、教職員の方々のご苦勞を少しでも軽減するということにもつながるかと思っておりますので、ぜひ今の時点、希望がないというふうに伺いましたけれども、いろんな団体と相談の上、そんなことも学校とも相談の上、ご検討いただければと思います。

それから、教育行事バスの利用拡大について。社会教育行事バスの料金の補助制度に関しては、当時標茶町にレンタカーの事業を定着させるという、そういうような発想もあって、町有車両ではなくてレンタカーを使っていただくと。それに対して補助をするという、そういう制

度でありましたけれども、現実には、標茶にはレンタカーの業というのは現時点では定着していません。今の時点では、よそのレンタカーをレンタルしてきてレンタルするという、そういう業態であります。それ自体も標茶町の業者さんがやっているわけですが、そのように当初の思惑とは少し違った形で現在その補助制度自体は進んでいるわけで、もし、できましたら、それ以前の状態で教育行事バスによって部活動の大会参加以外の部分にも利用できるような、そういった利用の拡大をぜひ検討していただきたいということを申し上げて、一応お答えをいただきますか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをしたいと思います。

1点目の建物の老朽化に伴う料金の適正化といえますか、利用者の部分のこれからの考え方やいえますか、そういった部分ですけれども、先ほど答弁で申し上げたとおりですけれども、実際には体育施設が大変老朽化でいろんな部分で補修工事等を随時行っているところであり、他の町村からも利用者が来ているということも伺ってきているところでもあります。

今、社会教育委員の会議の中で議論をいただきながら、ことしアンケート調査もしましたので、そういった部分を踏まえて決定するところというか、方針を決めたいと思いますけれども、基本的には利用者のこれまでの議会の中でずっと大変議論された中では、応分の負担というのが大原則であろうということになります。そういった中で、どの部分でというのは、これからどういったことで議論がなされるのかというのはこれからの検討の題材というふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、2点目の部活の外部講師の関係でありますけれども、今、少年団で議員ご指摘のとおり、町内以外の方も少年団に加盟してそれぞれ少年団活動を行っているということで伺っております。それを延長線上に考えた中で、中学校の部活につなげるという議員のご指摘であろうかと思えます。

今、国の制度の中で、外部講師の中での補助制度が今それぞれ国で働き方改革の中での一つの手段という部分で進めているところでもありますけれども、この部分では、どこの町村でもそうだと思いますけれども、指導する方が非常に人材が不足しているという状況であります。本町でも本来的には指導者がそれぞれいればそういった部分で前向きに学校の要望を含めて検討することはやぶさかではありませんけれども、今、スポーツ少年団を指導している方々が現役でそれぞれ働いている方々がほとんどでありますので、部活動にかかわる時間帯があるかどうかというのは、またその辺は検討するといえますか、人材的には可能かどうかという、それを含めての検討になると思いますので、いろんな状況によってそれぞれ学校の働き方改革を含めて、子供たちの育成にどういう環境をつくっていくかというのを私ども基本に考えておりますので、いろんな部分で、それぞれ団体を含めて共有をしながら進めていきたいというふうに考えております。

3点目のレンタカーの関係ですけれども、今、うちのほうで補助制度で、部活、少年団のそ

それぞれ大会に出場する場合は、レンタカーの補助制度で燃料費、バスの賃借料、それから運転手の宿泊も含めての補助を出しているところでもありますけれども、町内の業者を利用しているということで、私どもは理解しております。そういった部分では、町内の中でのそれぞれ活用をされているということで、今後も町内の業者を活用して進めていただきたいというふうにはお願いしているところでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） ありがとうございます。

最後の町内業者のレンタカーを利用しているという点について多少解釈違う部分があるかもしれませんが、いずれにしても、少年団活動や部活動がこれからも盛んになって、そのことが標茶の生徒がふえることとか、ひいては標茶高校の生徒がふえることなどに結びつくような、そういう観点で施設利用料も含めていろんな検討を進めていただければと思います。

私の質問は、以上で終了といたします。

○議長（菊地誠道君） 以上で2番、類瀬君の一般質問を終わります。

長尾君。

○3番（長尾式宮君）（発言席） 私のほうからは、標茶高校の生徒確保の具体的な支援をということで質問いたします。

9月3日、道教育委員会が2020年から2022年度の公立高校配置計画を発表いたしました。

釧路管内では、標茶、白糠の高校で本年度減らした1学級が20年度から復活することとなりました。

標茶高校は、1945年に北海道庁立標茶農業学校として開校しております。2000年には総合学科を新設し、時代に即した学びの場として生徒たちにはさまざまなことを学んでいただいております。

ただ、ここ20年来、少子化を主な理由として、標茶高校も生徒数が減少の一途をたどっております。そのような時期に地域の理解と努力によって、来年度は3間口が復活することは地域の明るい話題とも捉えております。

町民も、これからの標茶高校のあり方や存続に強い関心があると思います。また、間口数の継続的な維持には課題があると思いますが、町として生徒確保に関する具体的な支援の検討が必要かと思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 3番、長尾議員の標茶高校の生徒確保の具体的な支援をのお尋ねにお答えいたします。

ご案内のとおり、去る9月3日に北海道教育委員会から令和2年度から令和4年度の公立高等学校配置計画が発表され、令和2年度につきましては3間口が維持されたことは、行政報告において説明したとおりであります。

標茶高校は平成12年に総合学科に転科し、基幹産業酪農や酪農の後継者育成や環境教育の実

践など、多様な教育の展開がなされ、本町には欠かすことのできない教育機関であり、また、学業のみならず、部活動などの活躍も数多く報道されており、まさに地域の元気の源の一つとしても位置づけ、町としましても、具体的な支援を行ってまいりました。

議員ご指摘のとおり、少子化の影響により、本町においても、中学校卒業生数は減少傾向にあり、今後も3間口を継続的に維持するには課題がございますが、標茶高校に進学を希望する町内の中学生並びに父母の声、教職員の減少による教育環境の変化、さらに間口減による地域経済への影響などを鑑み、3間口を維持する生徒数を確保するため、来年度からこれまでの教育振興会に対する町の支援に加え、新たに遠距離通学者に対する通学支援策として、JR及びバス運賃の2分の1程度の支援を追加し、差別化を図ることで、生徒の誘致を側面的にしたいと考えており、こちらにつきましては、来年度予算案の中で改めてご提案並びにご説明をさせていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

長尾君。

○3番（長尾式宮君） ここ数年、3間口を努力して維持してきたところですが、19年度は2間口になってしまいました。それに対して、実際高校内でどういった影響があったのかお伺いします。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教育委員会管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

まず、1間口減になると、教職員定数が3減になります。今年度につきましては、昨年度から1間口減になっておりますので、教員が3名減となっております。理科専科、社会科専科の教員が減ということで、教員定数減によって指導面に与える影響ですけれども、一応総合学科で選択科目数をそれぞれ生徒は関心のある科目を選択していくわけなのですが、今年度につきましては、科目数には、その数には影響はなく、何とか選択する科目は維持はできたのですが、聞くところによると、環境教育の部分で若干指導が手薄になっていると、そういったお話もあります。

それと、やはり人気がある授業に生徒が集中します。そこで、今まではそこ2クラスでやっていたのを、教員が1人減になることによって、1クラスでやらざるを得なくなって、そこに1クラス分の、ことしでいけば60何名なり50名ぐらいが集中してしまうと、どうしてもそこから生徒が希望する科目を別な科目に変更せざるを得ない、してもら、そういったような現象も出てきているということで、そういった部分では影響があると。

それと、部活動の面につきましても、複数体制をとっているようではございますけれども、多くの先生がかけ持ちで部活動も持っているということで、先生方の負担増にもなっている、そういったような状況があるというふうに聞いております。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○3番（長尾式宮君） 今お話を伺ったところ、教員の数が減ってしまう。そのことによって

授業に生徒の偏りが出たり、あるいは課外活動、そういったものに影響があるというふうに伺いました。

私も標茶高校出身として、これからも標茶高校の存続のために何かお手伝いできることがあればとは思っております。どうか自治体が、町が率先して、これからも標茶高校の生徒確保のために頑張ってくださいと思います。

質問は以上です。

○議長（菊地誠道君） 以上で3番、長尾君の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時07分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

熊谷君。

○5番（熊谷善行君）（発言席） 私からは、大きな枠で2点ほどお聞きします。

1点目です。

光ファイバー通信網整備の検討結果はということで、30年第4回定例会で「光ファイバーインターネット通信網の整備を」ということで質問をしました。そのときの答弁で、「町の元気を増すための喫緊の課題と認識しています」と。「今年度中に総務省の地域情報アドバイザーの助言、提案をもらい検討していく」とのことでしたので、以下について伺います。

1点目、標茶と似た環境の地域情報化に協力いただいた地域情報アドバイザーを平成31年2月に呼ぶことが決まりかけていて、その方の標茶の現状に合ったアドバイスをもらい検討していきたいとのことでしたので、その結果について伺います。

2点目、情報通信技術は、非常に速い速度で進化しています。役場及び担当課においては、基幹産業である畜産酪農業におけるIT技術の活用状況、また、商工業における活用状況等についてどのように把握していますか。

3点目、磯分内市街地で光ファイバー通信網の整備に係る調査が進行していると聞きます。どのような調査内容なのか、お聞きします。

4点目、平成30年第4回定例会の質問内容の中で、5G（第5世代移動通信システム）の話もありました。日本では2020年度にサービスが始まると聞いています。私はこの地域においてはもう少し先の時期になると考えていますが、最新の情報は捉えていますか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 5番、熊谷議員の光ファイバー通信網整備の検討結果はとのお尋ねにお答えします。

1点目の地域情報アドバイザーの結果についてですが、地域情報アドバイザーについては平成31年2月に2度来庁していただき、現在、利用可能な補助の制度や標茶町のブロードバンド環境の現状報告等を行い、一つの可能性として地域BWA（ブロードバンドワイヤレスアクセス）で補助を利用しながら整備することをご提案いただきました。

BWAにつきましては、地域局に光回線を接続し、半径2キロメートルのワイヤレスネットワークを設置するものですが、光回線を必要な場所まで敷設するまでの費用が高額となること、また、半径が2キロメートルから計算すると基地局までが無数に必要となることから、提言の活用には至っておりません。また、2回目の来庁につきましては、まちづくり町民講座でご講演いただいております。また、参加者にアンケートを実施し、ブロードバンド環境の高速化の必要性についてご意見をいただいたところです。

2点目のICTの進化と基幹産業の畜産酪農業あるいは商工業におけるIT技術の利用状況の把握についてですが、搾乳ロボットや畜舎内でICTについて、現在、町内においては18件利用されており、今後、AIを利用したトラクターの自動運転や草地の栄養価の計算など、さまざまな分野でIT技術を活用することが想定されます。また、商工業においては、本町ではサテライトオフィス形態の企業誘致の例や、ホームページでSNS等を活用した売り上げ、集客アップを図っている事例があります。今後もキャッシュレス化の情報発信の方法などとともに、ICT技術の活用などが想定されているところであります。

3点目の磯分内市街地で光ファイバー通信網の整備に係る調査が振興していると聞いているが、どのような調査内容かとお尋ねですが、磯分内市街地における光ファイバー設置については、現在、同地区において工場の建てかえ工事が進んでいる雪印メグミルク株式会社磯分内工場から、同地域にはADSL回線しかないため、工場竣工に合わせ光回線の敷設という要望から始まったものでございます。光ファイバーの敷設には、この地域の通信インフラの整備として特に重要と考え、NTTと数度の協議を重ね、要望調査を行い、一定水準に達したので、今後の進展に大いに期待を寄せているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

4点目の5G（第5世代移動通信システム）の最新情報についてのお尋ねですが、現在の4Gと比べて通信速度が100倍と言われている5Gのサービスは、令和2年、2020年に開始される予定ですが、本町エリア内のサービス開始時期は未定であります。関係機関事業者からの聞き取り、各種展示会等を活用し、引き続き情報収集を行っていきたいと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

熊谷君。

○5番（熊谷善行君） 先ほど1点目の件ですけれども、BBWAでいいのか。

（「BWAです」の声あり）

○5番（熊谷善行君） BWAか。BWA、要は基地局間を光ファイバーで結んで、基地局からの範囲が2キロメートル。基地局間ということは、今の、例えば町で持っている基地という

のかな、鉄塔、違う。

(何事か言う声あり)

○5番(熊谷善行君) いや、要はそういうのをつなぐのですよね。つなぐということのかな。ちょっともう少し詳しく教えてほしい。

○議長(菊地誠道君) 総務課長・齊藤君。

○総務課長(齊藤正行君) 現在のFWA、これにつきましては、簡単に言うと鉄塔まで電波で飛ばす、電波間を電波で飛ばしてやるというのが、現在入っているFWAという方式です。

今回アドバイザーにお聞きして標茶での一つの可能性としてご提示いただいたのがBWAと言われるもので、簡単に言いますと、電波間で飛ばす部分から、そこまでは光の線をつないで鉄塔から半径2キロメートル、電波でということでございます。ですので、点在する集落ではなくて、例えば一つの集合している集落であれば、半径2キロメートルの部分については飛ばさるだろうという想定があって、これは有効な部分の一つではないかという話ですけれども、本町のように、例えば点在する郊外の農家さんに、これを1塔1塔建てて、そこまで光というのは、そこに行っても農家が1軒であればダイレクトにそこで光を持っていったほうがということもありまして、抜本的な、全町を光で結ぶということで、このBWAというのがどうなのかということで、さっきの町長の答弁にもありました具体的な活用には至っていないという答弁の理由は、そういったことでございます。

○議長(菊地誠道君) 熊谷君。

○5番(熊谷善行君) わかりました。

ただ、いずれにしても、これ2点目の、例えば畜産酪農でどう使われているか。例えば、畜産酪農関係では、牛の健康を今はITを駆使して、コンピューターを使って健康管理も全部やっている。それから、子牛が生まれるときのアラートが今スマホに情報が入ってくる。さらには、繁殖の状況に牛がなった段階で、それもスマホで見られる。そんな状況だそうです。件数はまだ少ないですけれども、非常に畜産酪農においてもAI化が進んでいると、IT化が進んでいるということで、非常に重要なこれからの一つのツールかなというふうに思います。

実は、これは搾乳ロボットを販売している会社の記事が載ってまして、それにも、やはり搾乳された牛の体重や乳質などのデータを収集、個体などの健康状態を把握する。これはすぐその状況でホストコンピューターに送るというようなことだそうです。そういうことをやることによって、酪農家を時間の縛りから解放して、非常に管理のほうに時間をかける、経営の質が上がるのではないかとことを言われています。

それで、非常に進んでいる。実は、私の調べたところは、今、ADSLなのです。標茶のプロバイダー、SIPを引いているそうです。そこで、それではどうしてもスピードが遅いので、そこから増幅機をつけてWi-Fiを設置して半径360メートルの範囲は全部わかるようにして、それで牛のロボットの情報なんかもそこからホストコンピューターに入って、ホストコンピューターからその状況をスマホで全部確認できる。そういうふうになっているのだけれども、

ADSLだとどうしてもタイムラグが大きいと。それで、もう少し何とかしたいのだという非常に要望を言っていました。そのためには、やっぱり光が必要なのですね。

それと、聞いたら搾乳ロボットなんかは大体、今、海外製ですから、海外のメーカーから更新プログラムがどんどん送られるのだそうですね、その状況をコンピューターで確認しながら。そうすると、その更新プログラムが相当な量なものだから、非常にADSLで受けるとなると大変だと。特に混雑しているような時間帯には、ダウンロードすらできないような状況にあるというふうに聞いています。そういう意味では、進んだと言ったらおかしいけれども、機械化された酪農家においては、非常に光ファイバーの重要性を認識しています。

今後これは全町に広がっていくと僕は思っていますし、一大酪農地帯のためには必要だと思っておりますので、今後も光ファイバーについては検討していただきたいのですが、それで、磯分内の件ですけれども、これ一定の水準という話ありましたけれども、例えば磯分内市街地で何件以上のつなぐ事業所が、もしくは家庭がなかったらだめだよというようなことで決まっているのですか。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時23分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

熊谷君。

○5番（熊谷善行君） 磯分内市街地の件は了解しました。

今後もやはり学校、酪農センターとか役所の施設があるところについては、ぜひ光ファイバーを引くようにNTTと交渉をしていただきたいと思います。

最後の4番目の5Gの関係なのですが、実はこれ、8月7日の道新に載っていたのです。「地方創生の鍵は5G使う新技術」が必要なのだと。これはNTTドコモの北海道支社がやっているのですね。総務省顧問の方を招いて講演をしています。5Gは高速で遅延がなく、多数の機器を同時に接続できるのだと、そういうシステムであって、先ほど町長の答弁にありましたが、トラクターの自動運転等が含まれますけれども、さらには農地管理、スマート農業や、これは医療ですけれども、遠隔手術なんかにも利用できるのだということで、今後の地方創生の鍵を握っているのだという新聞記事がございました。

そういう意味では、確かに5G、非常に素晴らしい技術なのですが、まだ、いかんせん民間でも1社しか名乗りを上げていません。

これは8月18日、産経新聞の記事なのですが、5Gの全国展開に向けて、国が予算を52億円、前年比8倍の予算をつけました。ただ、よく読むと、これは5Gを使うために、基地局間、例えば携帯電話をやっている基地局、基地局というのかな、業者の基地局間を光回線で結ぶと。

そのための補助なのですね、よく読むと。それで、もう既に民間業者、数えたら皆さんわかると思うのですが、4社かな。20件の民間事業者から申請があったというふうに書かれています。

それで、政府としては、基本的に今の光ファイバーの整備が、首都圏はもちろん100%いつているのですが、地方はまだ足りない。そういうことで、5Gを有効に活用したいということで、令和5年度末までに都市部と地方の格差解消をしたいということで整備を進めるということで、今年度52億円の予算をつけています。

それで、この中に、この補助金については過疎地や離島などの整備は非常に費用が高額になるので、そういう地域も対象だというふうに書いてあるのです。ただ、先ほども言いましたが、これ、民間参入業者への補助という建前上があるのですけれども、よく中を読んでいくと、これ行政だって、例えば地方創生の観点から突っ込んでいけば補助をいただけるのではないかなと僕が勝手に思ったのですけれども、この情報についてはどういうふうに捉えていますか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、議員からお話のあった補助の関係であります。高度無線環境整備推進事業なのではないのかなというふうに思いながらお話を伺っておりました。

おっしゃるとおり、自治体の場合も補助の対象になるのですけれども、いずれにしても、本町の場合については、公設した場合、インシャルコスト、かなりの金額が算定される。補助が3分の2であったり、2分の1であったりということがあるので、いずれにしても、残った補助残がかなりの負担になるということでは、当面、民設の方向でうまいこといかないかというふうにして考えていたところでありまして、先ほど来お話がありました磯分内地域の例については、民の力をおかりして進めるということで、一定程度の推進を見たということでありまして。

また、孫さんのお話にもあったとおり、今後ほかの地域にも、地域の拠点となる場所には光を引ける可能性がまだあるということでありまして、みずから公設補助金を活用してやるというよりは、今現在、民の力をおかりしながらやっていくほうがいいのではないのかなというふうに思っているところでありまして。

この事業につきましては、先ほど話がありました地域情報化アドバイザーからも情報提供いただいております。それをもとに総合通信局のほうに情報収集に出かけたりとかしてきております。大体の内容は担当のほうでは押さえている状況であります。

○議長（菊地誠道君） 熊谷君。

○5番（熊谷善行君） わかりました。

それで、先ほど言った地方創生の鍵の話なのですが、最後にこう書いてあるのですよ。これ総務省の顧問が言ったことですからね。各自治体の具体的な課題から問題を解決していくと。さらに、政府の方針として、地方創生が20年度に、2020年から第2期に入る。その中で取り上

げていくと書いているのですよ。だから、地方創生の絡みでもこれは何らかのアクションをしておいたほうがいいのかと思うので、今までの答弁も含めて、ぜひ標茶の町に光ファイバーが、縦横無尽になるようにまでは言いませんけれども、情報システムが自由に使えるぐらいの町になればいいなと思いますので、努力をいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

クリーンセンターの業務とごみ分別の仕方の改善をとということで、ことし「平成31年度標茶町一般廃棄物処理実施計画（ごみ処理実施計画）」並びに令和元年6月付で「標茶町分別収集計画」、これはホームページにも記載されていました。

旧焼却施設については、今回の予算にも載っていましたが、次のマテリアルリサイクルセンターに向けて解体され、新しいリサイクルセンターの建設ということもわかっておりますので、以下についてお聞きします。

大きくクリーンセンターの関係とごみの分別収集と分けて①と②にしてありますので、理解してください。

①クリーンセンターの施設の関連等ですけれども、1つ目は、最終処分場は最近の気象状況（長雨）により浸透水が増加して、水処理施設への送水を調整しなくてはならない状況にあると。現状もかなりの浸透水がたまっています。これは私が見に行ったときの話です。下の水処理施設については、日20立米ですから、20トンぐらいです。最近の気象変動とかゲリラ豪雨を考えると、これぐらいの量は一気にとまってしまいますね。そうすると、当然最終処分場において、発生した浸透水、それから雨水等も調整しなくてはならない。そうすると、処分場の外にあふれ出るのではないかという懸念がありますので、その辺については検討していますか。

2つ目、現在の資源ストックヤード、これはD型ハウスのような建物ですけれども、ここの資源ごみの分別を週1回、木曜日ですけれども、障害者の方々が作業をしている。その施設は照明もないのですよ。暖房設備ももちろんない。休憩施設もありません。非常に作業環境としては悪い状況です。出入り口は正面1カ所だけです。この施設の、これはマテリアルリサイクルセンターができれば変わるのですけれども、それまでの間、ここの状況を改善することは考えていないのかお聞きします。

もう一点、敷地内の一部、これは理解していると思いますけれども、家電リサイクル製品に該当するものが堆積されています。これは僕も現地に行って見てきました。これについてはなぜなのかもお聞きしたいと思います。

次に、②のごみ分別収集なのですが、廃棄されるごみ、資源ごみとして出された中に、明らかに資源ごみ以外のものが入ったりしている、本来有料のものが。それから、指定ごみ袋に対象外のものが非常にまざっているというふうに聞きました。これは収集時において、例えば札幌でも見たことあるのですけれども、何かこういう文書みたいなものを張って置いていってしまうのです。収集していかないのですね、だめですよ。そういうことは対応しているのか。また、その収集委託業者に対しては、どういう指示をしているのかお聞きしたい。

2点目、特定の施設でごみの種類によっては、クリーンセンターが直接回収しているもの、それから委託業者が回収しているもの、分かれているらしいのです。でも、委託業者は毎週行っているわけですから。なぜ一緒に回収できないのか。多分、資源ごみと燃えるごみというか、不燃ごみ、そういうやつの分け方なのかなと思いますけれども、その辺一緒に回収すれば別に2カ所の、委託業者とクリーンセンターの職員そのものに行く必要もないわけです。それについてお聞きしたい。

それから、資源ごみ（無料）の、これ表です、皆さんの家庭にあるやつ。この中に、割り箸とかペットボトルのキャップは資源ごみとして記載されているのです、無料回収ですと。これは今聞いたら、どこも引き取り先がないのだそうです。ですから、可燃ごみとして、もう可燃ごみの扱いにして、町民にも知らしめて、そういう見直しをする気はないのかというのが1つです。

次は、粗大ごみ。これ、ちょっと僕も聞いてびっくりしたのですけれども、粗大ごみは当然有料です。本来、産業廃棄物扱いのレベルの建築廃材の回収依頼ですね。センターに回収してくれという依頼とか、個人でも相当量のそういうものの持ち込みがあるそうです。これはやっぱり産廃レベルの扱いの判断にもよると思うのですけれども、その辺を明確にしないと、例えば町民個人だから2トン車でどんと持ってきたよ、ガレージを壊したから壊したごと持ってきたよと、それでも受けてしまうのかという話になってしまうと思うのです。その辺についてお聞きしたい。

それから、これにも載っています。車のタイヤ、これが粗大ごみとして有料ですけれども、受けているのですね。ただ、本来、僕もインターネットで調べたら、車のタイヤは粗大ごみとして捨ててはだめですと出てきたのです。全部有料でリサイクルしなさいという記載がありました。これについてお聞きしたい。例えば町で粗大ごみだと有料とはいえ、シールか何かあると、何ぼだ、40円のシールでいいのかな、わからないけれども安い。ところが、業者へのリサイクルだと1本300円ぐらいとちょっと聞いたのです。非常に差があるというふうに聞きました。それについてお聞きしたい。

それから、各事業所から出る燃えないごみの袋の中に、いろいろなものが入っている。だから、全部とは言いませんけれども、きちっと分けて産廃扱いになるものは産廃として捨ててもらおうようなことも必要でないかと思うのですけれども、その辺についてお聞きしたい。

③番目として、今言った分別の仕方をもう少しきちんとやっていくと、これはクリーンセンター自体の長寿命化にもつながりますし、今後のごみの減量の環境負荷にもいい結果が出ると思うので、その点についてお伺いします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 5番、熊谷議員のクリーンセンターの業務とごみ分別の仕方の改善をのお尋ねにお答えいたします。

クリーンセンターの施設関連等についてのお尋ねでございますが、1点目の最終処分場にお

ける浸透水のたまりのご質問ですが、最終処分場と浸水処理施設の間に処分場から浸出する水分を調整する調整池と言われる池があり、そこで水量及び水質を一定程度調整し、適宜水を浸出水処理施設に送って、放流処理をするというふうになっております。

議員ご指摘の点につきましては、最近の、特に8月16日から17日にかけての台風16号の影響による大雨によって、調整池の水位が基準位置を超過し、あふれ出るおそれがあったことから、処分場から調整池へ排出される水流のバルブを手動でとめる措置を行ったところであります。しかし、8月23日の降雨の影響もあり、現在も調整池の水位を見ながらの対応となっていることから、最終処分場からの浸出水の送水におくれが出ているところであります。

なお、災害級の大雨が降った際には、調整池からあふれ出る可能性が当然高くなり、最終処分場への影響は大きくなると思っておりますが、土のうを積み上げてせきとめる等の対応、あるいはほかに技術的に対応可能な方法を担当課と委託先との間で検討しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の本地域活動支援センターに通所されている方々の作業環境の質問ですが、支援センターからの直接のご相談はございませんが、新たに建設するマテリアルリサイクル推進施設の状況を鑑みて今後対応してまいります。

3点目の家電リサイクル製品に該当するものが堆積されているとの質問ですが、特定家庭用機器再商品化法、いわゆる家電リサイクル法では、テレビ、家庭用エアコン、電気冷蔵庫、冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機については、小売業等による取引及び製造業者等による再商品化が義務づけられております。

ご指摘のクリーンセンター敷地にあるものにつきましては、不法投棄によるもの、また、型式が古く法律の対象外となっている品番のものですが、これらの処理につきましては大規模な作業となるため、限られた人材と予算の中で対応しなければならないことから、一定程度保管をしながら町の責任において処理することとしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次のごみの分別収集についてのお尋ねでございますが、1点目の不適切なごみの出し方があった際の対応及び指示についてのご質問ですが、そのような場合には収集せず張り紙を張るよう収集運搬委託業者には指示をしておりますが、各収集員が見て判断するため、ばらつきが出てくることも考えられますので、いま一度、委託業者と協議をしながら、町民のマナー向上を図られるよう、共通意識を持つ中で対応してまいりたいと考えております。

2点目のごみの種類によるクリーンセンター職員と委託業者との回収の違いについてのご質問ですが、電話予約制の粗大ごみと一般の収集ごみとの違いと推察いたしますが、標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第6条の規定により、粗大ごみは町が収集する一般廃棄物となっていることから、一般の収集運搬委託とは区別している状況にあり、クリーンセンターの維持管理業務による収集となっており、回収するごみの種別によって対応を区別している状況にありますので、ご理解を賜りたいと思います。

3点目の割り箸、ペットボトルキャップが資源ごみとされているのに引き取り先がないとの

こと、見直ししてはどうかのご質問につきましては、平成30年4月に発行しました家庭ごみ分別マニュアルの令和2年4月に改訂版の発行を予定しており、ご指摘のような状況も含め、できるだけ現状に沿いながら、将来を見据えた形で改訂していくとしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

4点目の粗大ごみや持ち込みごみに産廃レベルの建築廃材があるというご質問につきましては、量や質が産業廃棄物レベルであっても、事業活動によるものでなければ一般廃棄物との判断をし処理をしており、明らかに産業廃棄物であると認められる状況であれば、搬入時または回収時に指導を徹底してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

5点目のタイヤは粗大ごみとして処分することはできないのではないかとのご質問につきましては、施設の長寿命化や効率性を考慮した場合に検討しなければならないと考えておりますので、より適切な処理方法について研究してまいります。

6点目の事業所から出される燃えないごみ袋の扱いは産廃扱いではないかとのご質問につきましては、燃えないごみ袋の中身が事業活動によるものであれば産業廃棄物となり、事業者の責任で処理すべきものであると認識しておりますが、収集時においては、事業活動で出されたものかの判断をしながら収集している状況にあります。事業所において、指定ごみに入れて、ごみを収集時に出すことは、事業者責任が問われることとなりますことから、事業者に対して再度周知徹底を図りたいと考えております。

次に、分別の仕方、出し方について詳細な見直しが必要ではないか、今後のあり方について考えを問うのお尋ねにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、来年4月に家庭ごみ分別マニュアルの改訂を予定していることから、議員ご指摘の点も含めまして、ごみの減量、地球環境への影響、資源物処理の現状と将来、施設の延命、町民に対する分別の啓蒙も含め、総合的に考え、マニュアルに反映させていきたいと考えております。

いずれにしましても、排出するごみの処理方法を細かくすることは、町民皆様に対して一定程度のご不便をおかけするものと思っており、周知の方法も含めまして、今後さらに検討していくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

熊谷君。

○5番（熊谷善行君） クリーンセンターの施設の資源ストックヤードですけれども、マテリアルリサイクルセンターが完成するまでにはまだ期間がありますよね。これからだって寒くなるのですから、これは早急にやってやったほうがいいと思うのです。僕も何度か資源ごみを運んで行って、暗いのですよ、夕方行ったら。僕たちは車で行くから照らせば何とか見えるけれども、あの中で作業するというのは、やっぱりかわいそうだなというふうに思います。特にこれから日が短くなってきますから、これはぜひ早急に対応できることはやっていただきたい。

これ、5月21日の新聞でしたけれども、皆さんもニュース等で見たと思うのですけれども、マレーシアかどこかに日本で出された廃プラスチック、それを向こうで処理してもらうのに送

っていた、そのプラスチック類が非常に汚れてどうしようもないと戻されるというような記事が、記事というか、テレビで放映されていました。それに基づいて環境省が、国内で排出されたプラスチックごみを市区町村の焼却施設で積極的に受け入れて焼却するよという何か出しているのかな、議題を出したのかな、これについては捉えていますか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

マテリアルリサイクル推進施設に関する部分の質問でございますけれども、たしか、これからまだ建築には相当時間がかかるというふうに思っておりますので、現在のストックヤードにつきましては、地域活動支援センターの意見を聞きながら、対応できるところについては対応していきたいというふうに考えておまして、ご理解いただきたいと思ひます。

それから、2点目のマレーシアのプラスチックの件でございますけれども、以前ずっと日本からのプラスチック等の排出については、中国に出て輸出されていたということは承知しております。中国が受け入れを拒否したということで、それが中国以外の各アジア諸国に出回っているという話も聞いておりますし、それによって汚れているプラスチック類の部分が日本から特に多いという話も報道等で知っております。

ただ、やはり本町におきましても、今のところプラスチック類については、資源化できるものについては資源化ということで対応しておりますし、もし汚れている場合であれば、作業員のほうで洗浄するなどの対応をしながら、なるべくきれいにしてから出したいというふうに考えているところでございます。余りにも汚いものにつきましては町のほうで焼却しているというような状況でございます。キャップにつきましては、現在プラスチック製容器包装ということで、その他プラスチックの扱いで業者のほうに処分してもらっているというような状況でございますので、ご理解賜りたいと思ひます。

○議長（菊地誠道君） 熊谷君。

○5番（熊谷善行君） 最後にしますけれども、先ほど町長答弁で令和2年に分別収集については見直すというふうにおっしゃってましたので、ぜひ詳細にもう少し分別の仕方を研究していただいて考えていただきたい。

というのは、焼却施設、今、話を聞いたところ、燃焼した後にどうしても金属の、例えばクリップとかいろんなものがまざっている。そのまま焼却してしまうと、金属部分が残るのだそうです、固まった状態で。それが、灰を出すときにベルトコンベヤーで上げてくる、そのコンベヤーにひっかかって壊してしまうと。そんなことも言っていましたので、ぜひそういうのを含めて、分別について詳細に検討していただきたいと。

それと、タイヤの件ですけれども、現在はタイヤは、たしか裁断して燃やしていますよね。話を聞くと、裁断機自体がタイヤ対応ではないのだと。切れなくなったら、刃をかえるのに50万円ぐらいかかるそうです。だから、余計な費用がかかっているのです。そういう意味では、タイヤについても早急にやっぱり検討していただきたい。

いずれにしても、来年の4月に見直すということですので、よろしく願いして、私の質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で5番、熊谷君の一般質問を終わります。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君）（発言席） 2点について、通告に従いましてご質問申し上げたいというふうに思いますが、一言申し上げておきたいなというふうに思いますが、今回の憩の家の問題につきましては、これからこの一般質問が終わった後に全員協議会が開かれるというふうに伺いましたが、私たちは通告締め切りまではそのことは知りませんでした。ですから、このような質問をさせていただきましたので、その辺はやっぱり、全員協議会というのは、議長が受けるのですが、十分に私たちが考える、伺ったことによって考える場として、時間的余裕を持って申し入れをしていただきたいなということを要望をしておきたいというふうに思っております。

また、憩の家の問題につきましては、前段同僚議員が質問いたしましたので、かぶる点、重複する点があるかと思いますが、一応通告いたしましたので、ご質問を申し上げます。

憩の家かや沼の再建に向けて伺います。

町民の大きな関心事で今も早期再開を望んでいる憩の家かや沼は、町民の憩いの場として開設をされました。8月5日の全員協議会で今後の説明がありました。その説明では、町民要望でもあることから、町として運営を指定管理者制度で再開をしたい。昨年、調査設計をした結果、築40年が経過していることから、大幅な改修が必要となり、実施設計を行い、改修工事中に指定管理者の選定をしたいと、そして工事内容からも、再開は早くても令和3年の秋ごろになるとの説明でありました。

改修工事に当たっては、憩の家かや沼を運営する指定管理者と建物所有者の町と同じビジョンを持って、あるべき姿を持つ必要があるというふうに考えます。

ですから、町としてどのようなビジョンを描いているのか伺いたいというふうに思いますが、今回の補正予算にも上げておりますが、そのことがビジョンに関係するのだろうというふうに思いますけれども、とりあえず通告いたしましたので、どういうビジョンを描いているのかを伺っておきたいというふうに思います。

また、町民は一日も早い再開を望んでいます。町民に対して、現在、町が実施をしようとしている状況、そして今後の憩の家に対しての見通しについてをしっかりと中間的報告を示すべきというふうに私は考えますが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 6番、鈴木議員の憩の家かや沼の再開に向けてのお尋ねにお答えいたします。

8月5日の全員協議会では、今後の憩の家かや沼につきましては、鈴木議員ご指摘のとおりの内容の再開を目指していきたい旨の説明をさせていただきました。

しかし、施設を改修し、再開していく上では、まず憩の家かや沼が立地する茅沼地区の周辺環境をもととするその発揮すべき機能や役割など、宿泊施設に係るビジョンを示す基本設計を策定し、実施設計を経て改修していくことが最良だと考えております。こちらにつきましては、本議会で改めてご提案並びにご説明をさせていただきたいと思っております。

また、議員お尋ねの指定管理者とビジョンの共有につきましては、町として憩の家かや沼のビジョンを固め、必要な改修をした後、これらの求めるところを最大限発揮してくれる事業者運営をいただくことになると考えており、作業は少し後になると想定しておりますが、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 今のご答弁で、これから説明もございますので、再質問はしません。次に移らせていただきます。

2点目、ファミリーサポート事業（まーぶる）利用者負担に助成をということでご質問を申し上げます。

3月の第1回定例会において、同様の質問をいたしました。町長は、子育て支援に対しては、しっかりと取り組む姿勢を崩していないと述べられております。無料化した場合、どのくらいの利用者が拡大するのか、非常に見えないものがある。社協と協議を行い、さまざまな角度から検証し、判断をしていくと答弁されました。6カ月が経過しておりますが、社会福祉協議会との協議はされてきたのか、どのようにされているのかを伺いたいというふうに思います。

国は、10月から幼児教育保育の無償化をスタートいたします。本町に対する無償化に伴う財政措置は、歳入においてどのようなようになってくるのかも伺います。

国の無償化に伴い、子ども・子育て支援法の基本理念に全ての子どもが健やかに成長するよう支援、保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を追加されたのを踏まえて、ファミリーサポートセンター事業等の負担も財政措置に含まれるのではないかとというふうに聞いております。

子育て支援の一環であるファミリーサポート事業まーぶるに対しても助成するべきと考えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 6番、鈴木議員のファミリーサポート事業利用者負担に助成をとお尋ねにお答えいたします。

第1点目の社会福祉協議会との協議についてのお尋ねであります。第1回定例会以降、ファミリーサポート事業を無料にした場合の課題等につきまして、内部で検討を重ねてまいりましたが、保育料の無料化と同時に課題の増加が懸念されること、現在、提供会員は7名と伺っておりますが、提供会員の負担軽減対策、また、子ども・子育て支援法で対象者と対象とならない場合への対策、技術的課題の整理など制度設計に熟慮すべき点も多く、社会福祉協議会と

の協議にはもう少し時間がかかると考えておりますので、ご理解をお願いします。

2点目の無償化の財源措置に関するお尋ねですが、平成30年度の常設保育所、保育所負担収入としては約3,500万円でございますが、今年度につきましては、給食費相当分を除いた額が子ども・子育て臨時交付金として財政措置される予定でございます。また、来年度以降につきましては、公立の保育所、幼稚園につきましては、現時点では全額町負担との考え方が示されております。

3点目のファミリーサポート事業への助成についてのお尋ねですが、子ども・子育て支援法とファミリーサポート事業との関連性でございますが、ファミリーサポート事業の託児部分につきましては、アドバイザー等の人員基準を満たし、かつ保育の必要性を認定された場合は、無償の対象となります。実績としまして、本年4月から8月の実績から3歳から5歳までの無償化対象はゼロ件でございます。しかし、本町の場合は、人員基準等の面から無償化対象となる可能性もございますが、いずれにしましても、子育て支援対策の充実に向け、スピード感を持ちながら慎重に制度設計を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） ご答弁の中で課題が増加するというふうに述べられておりますが、その課題というのはどのようなものなのか伺いたいというふうに思います。

それから、今年度について4月から8月までは利用がゼロ件だったというふうに言いますが、1回目の定例会においては、利用者人数を示しながら質問したという経過がございます。ゼロ件であったとしても、しっかりとした制度というものを確立しておく必要があるだろうというふうに思いますが、その辺も、そしてスピード感を持つというふうに言われておりますので、子育て支援という意味からすると、まーぶるに対しても対象となる方とならない児童がいらっしゃるの私も承知しておりますけれども、対象となる児童に対してでも、先に無料化について助成を、無料化といいますよりも、助成をするという考え方を持ってもいいのではないかとこのように思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

まず、1点目の課題の増加という部分につきましては、第1回定例会でも申し上げていますように、どの程度の人がそちらに、今、実際に待機児童となっている部分もございますし、提供会員がある程度固定化されているという部分、議員十分ご存じだとは思いますが、固定化されている、それから利用されている部分も含めて、人数的な部分でいきますと、ことしの4月から7月時点でいきますと、4名の方が利用されております。その中で、3歳以上と言われる、小学校が1名、それから保育所が2名です。未満児と言われている方が1名いらっしゃいますが、子育て支援法の中では、未満児、3歳以下の部分については、支援法のほうと

しては対象になっておりません。保育所に入所している方についても、要は保育所に入所しているということで、支援法の中では対象となっていないというふうになりますので、現在のところ、そこまでの部分というのは今後いろいろ研究しながら考えていきたい、あくまで支援をしていく子育て部分に関しては、もう少し多方面から研究をしながら検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） いろいろとご答弁されました。私は、子育て支援の考え方として、前町長の時代から、当時現町長が担当課長でいらっしゃったのではないかとこのように思うのですが、現金支給をされましたよね、子育て支援ということで。そのときも議会でいろいろ議論がありました。しかし、それを、現金を支給することによって、いろんな、言ってみれば、保護者の子育て支援に当たってのいろんな精神的苦痛とかも解消される一部にも使えるというふうに、そういう議論をしたという記憶、私自身はありますけれども、そういうことから現金支給を認めたという経過がありますよね。それと同じく考えると、まーぶるに関しても、やっぱり保護者の方のいろんな意味での軽減をすると、経済的負担ばかりではなくて、心の負担もというふうに考えると、私は対象する方、対象外の方ではなくて、結局は子育て支援という意味からやっぱり助成をしてもいいのではないかとこのように思うものですから、しつこくまた伺うのですけれども、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 今回も鈴木議員からいろいろお話を伺いましたので、ただ、制度上のいろいろな問題も、今、担当課長のほうからご説明させていただきましたので、さらにもう少し時間をいただきながら研究させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。（「もう少しというふうに言われたら、いつまで待てばいいのかなというふうにも思いますが、期待を込めながら終わらせていただきます」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で6番、鈴木君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 4時05分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 7番 館 田 賢 治

署名議員 8番 深 見 迪

署名議員 9番 本 多 耕 平

令和元年標茶町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和元年 9月11日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 議案第47号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について
- 第 2 議案第48号 車両の取得について
- 第 3 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 第 4 議案第50号 標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第51号 標茶町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第52号 標茶町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第53号 令和元年度標茶町一般会計補正予算
議案第54号 令和元年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 第 8 認定第 1号 平成30年度標茶町一般会計決算認定について
認定第 2号 平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について
認定第 3号 平成30年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について
認定第 4号 平成30年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について
認定第 5号 平成30年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第 6号 平成30年度標茶町簡易水道事業特別会計決算認定について
認定第 7号 平成30年度標茶町病院事業会計決算認定について
認定第 8号 平成30年度標茶町上水道事業会計決算認定について
- 第 9 議案第55号 教育委員会教育長の任命について
- 第10 議案第56号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第11 意見書案第13号 国民健康保険の子どもに係る均等割保険料（税）軽減措置の導入を求める意見書
- 第12 意見書案第14号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持等の実現に向けた意見書
- 第13 意見書案第15号 マクロ経済スライドの廃止で「減らない年金」の実現を求める意見書
- 第14 意見書案第16号 日米貿易協定署名の中止を求める意見書
- 第15 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）

第16 議員派遣について

追加 議案第53号 令和元年度標茶町一般会計補正予算

議案第54号 令和元年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

(議案第53号・議案第54号審査特別委員会報告)

○出席議員(13名)

1番 渡邊定之君

2番 類瀬光信君

3番 長尾式宮君

4番 松下哲也君

5番 熊谷善行君

6番 鈴木裕美君

7番 舘田賢治君

8番 深見迪君

9番 本多耕平君

10番 黒沼俊幸君

(遅参 午後2時50分)

11番 鴻池智子君

12番 後藤勲君

13番 菊地誠道君

○欠席議員(0名)

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長 佐藤吉彦君

副町長 牛崎康人君

総務課長 齊藤正行君

企画財政課長 武山正浩君

税務課長 服部重典君

管理課長 村山裕次君

農林課長 長野大介君

住民課長 伊藤順司君

保健福祉課長 石塚剛君

建設課長 富原稔君

観光商工課長 多津美悟君

水道課長 平間正通君

育成牧場長 常陸勝敏君

病院事務長 浅野隆生君

やすらぎ園長 中村義人君

農委事務局長 相撲浩信君

教育長 島田哲男君

教委管理課長 穂刈武人君

指 導 室 長	蠣 崎 浩 一 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君
中 央 公 民 館 長	松 本 修 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
議 事 係 長	小 野 寺 一 信 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開議)

◎議案第47号

○議長(菊地誠道君) 日程第1。議案第47号を議題といたします。

本案について、地方自治法117条の規定により除斥に該当すると認められますので、12番、後藤君の退席を求めます。

休憩いたします。

休憩 午前10時01分

(12番・後藤 勲君退席)

再開 午前10時02分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本定例会、開会当初に指名いたしました会議録署名議員の9番、本多君が遅参いたしますので、10番、黒沼君を追加指名いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長(齊藤正行君)(登壇) 議案第47号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、標茶町表彰条例に基づく令和元年度の被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求めるといふものであります。

本年度の被表彰者は、在住功労表彰108名、善行表彰2名、勤続表彰2名の方々で文化の日でもある11月3日に表彰しようとするものでございます。

なお、8月22日開催の標茶町表彰審査会において、審査いただいておりますことをご報告いたします。また、被表彰者一覧表にあります地区名の表示につきましては、従前から地域の方々理解され使用されています区域の地区名で表示してありますことをご理解願いたいと思っております。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

議案第47号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

令和元年度被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求めるものです。
次ページにまいります。

(以下、議案朗読のため、記載については省略)

以上で、議案第47号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案どおり同意してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第47号は原案同意されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時11分

(12番・後藤 勲君 着席)

再開 午前10時12分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第48号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。議案第48号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君）（登壇） 議案第48号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成6年度にスクールバスとして購入しましたが、その後平成23年度に車両を更新することとなったため所管替えをし育成牧場の職員送迎用バスとして運行しており、走行

距離数が21万キロに達し老朽化が進んでいる現車両の更新を図るものであります。

以下、内容について資料と合わせご説明いたします。

議案13ページになります。

議案第48号 車両の取得について

町は、下記の車両を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものであります。

- 1 取得車両の名称及び数量 マイクロバス 1台
- 2 規格及び型式 ミツビシローザ 2RG-BG740GBA
- 3 取得価格 1,055万4,130円
- 4 取得の相手方 住所 川上郡標茶町旭3丁目3番26—2号
氏名 有限会社 小林自動車整備工場
代表取締役 小林哲子

続いて、説明資料のほうに移らせていただきます。説明資料1ページをご覧いただきたいと思えます。

入札執行日は令和1年8月23日です。

入札参加者につきましては、木下自工（株）、釧路トヨタ自動車（株）標茶店、太陽自動車工業（株）、東部ダイハツ（株）、（有）菊地自動車整備、（有）小林自動車整備工場の6社です。

納車期限につきましては、令和2年2月28日となっております。備考といたしまして、予定価格が1,062万4,530円となっております。

以上で、議案第48号の提案趣旨並びに内容について説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案どおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第48号は原案可決されました。

◎議案第49号

○議長（菊地誠道君） 日程第3。議案第49号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君）（登壇） 議案第49号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により、議決を求めるものでございます。

以下内容について資料とあわせてご説明いたします。

議案14ページ、資料2ページをご覧ください。

議案第49号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的は、標茶中茶安別線道路改良舗装工事です。

資料へまいります。

工事概要は、改良延長420メートル、舗装延長400メートル、車道幅員4メートル、全体幅員6メートルです。工事場所は中茶安別です。

議案書に戻ります。

契約金額は8,822万円です。契約の方法は指名競争入札です。

資料に戻ります。

入札執行日は、令和元年8月23日です。

指名業者の状況ですが、丸栄・後藤特定建設工事共同企業体、株式会社住友建設、明盛建設株式会社、新根開発株式会社、藤原・日野特定建設工事共同企業体の5社で入札を行った結果、1回で落札しました。

議案書に戻ります。

契約の相手方は、川上郡標茶町平和8丁目6番地

新根開発株式会社 代表取締役 小林桂一

資料に戻ります。

竣工予定日は令和2年8月20日です。新規、継続の別は継続です。備考といたしまして予定価格9,002万4,000円で事前公表で実施しました。

以上で、議案第49号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案どおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第49号は原案可決されました。

◎議案第50号

○議長(菊地誠道君) 日程第4。議案第50号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長・服部君。

○税務課長(服部重典君)(登壇) 議案第50号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、町税の課税事務処理上、町税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、ご提案申し上げます。

改正内容につきましては、個人住民税の非課税措置の対象に単身児童扶養者を追加するとともに、軽自動車税のグリーン化特例の見直し及び軽自動車税環境性能割の軽減などであり

ます。

また、この改正に合わせ条文中の字句の修正もあわせて行っております。

議案第50号 標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について

標茶町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページをお開きください。

標茶町税条例等の一部を改正する条例

(標茶町税条例の一部改正)

第1条 標茶町税条例(昭和25年標茶町条例第65号)の一部を次のように改正する。

以下内容につきましては、別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

新たに追加するもの、大きな改正のある条文につきましては改正文もあわせてご説明いたします。

議案説明資料3ページ、議案第50号資料①をお開きください。

区分、町民税、改正項目1番、町民税の申告で、関係条項は条例第35条の2、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、個人の町民税に関する申告書の記載事項について、年末調整の適用を受けた納税義務者が個人の町民税に関する申告書を提出するときは、所得税に関する法令の規定により、確定申告書の記載が簡素化できるものとされている記載事項は、個人の町民税の申告書も簡素化できることとしたものです。

議案の16ページをお開きください。

中段の第7項となります。

7 第1項または第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で町内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

議案説明資料の3ページにお戻りください。

施行につきましては、令和2年1月1日、適用につきましては、令和2年1月1日以後に令和2年度以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例によるものです。

次に、改正項目2番、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書で、条項は条例第35条の3の2第1項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、合計所得金額が135万円以下の単身児童扶養者を個人住民税の非課税措置の対象に加えることに伴い、給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書にその旨を記載し、申告することとするものです。

議案の16ページをお開きください。

下から6段目となります。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

議案説明資料3ページにお戻りください。

施行につきましては、令和2年1月1日、適用につきましては、令和2年1月1日以後に支払を受けるべき標茶町税条例第35条の2第1項に規定する給与について提出する令和2年新条例第35条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用するものです。

次に改正項目3番、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書で、条項は条例第35条の3の3第1項、改正内容は、改正項目2番同様、公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、公的年金等受給者の扶養親族等申告書にその旨を記載し、申告することとするものです。

議案の17ページをお開きください。

上から9段目となります。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨
議案説明資料3ページにお戻りください。

施行につきましては、改正項目2番に同じとなります。

次に、改正項目4番、町民税に係る不申告に関する過料で、条項は条例第35条の4、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理及び条文中の字句の修正で、改正項目1番の改正に伴う規定の整備となります。

施行につきましては、令和2年1月1日とするものです。

次ページにまいります。

次に、区分、軽自動車税、改正項目5番、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例で、条項は附則第15条の2の2、改正内容は、環境性能割の賦課徴収の特例を新設するもので、納付すべき環境性能割の額について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により認定等が取り消されたものであるときは、当該認定等の申請をした者等を軽自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用すること等の措置を設けるものです。

議案の17ページをお開きください。

下段の第2項からとなります。

2 北海道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）または法第451条第1項もしくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 北海道知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第80条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同

項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

議案説明資料の4ページにお戻りください。

施行につきましては、令和元年10月1日、適用につきましては、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用するものです。

次に、改正項目6番、軽自動車税の環境性能割の非課税で、条項は附則第15条の2、改正内容は、関係法令の改正による規定の創設で、消費税引き上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の軽自動車について、環境性能割を1%分軽減するため、従前1%の税率に該当する軽自動車の環境性能割を非課税とするものです。

議案の18ページをお開きください。

下から9段目となります。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

議案説明資料の4ページにお戻りください。

施行につきましては、改正項目5番に同じとなります。

次に、改正項目7番、軽自動車税の環境性能割の税率の特例で、条項は附則第15条の6、改正内容は、改正項目6番と同じく、消費税引き上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の軽自動車について、環境性能割を1%分軽減するため、従前2%の税率に該当する軽自動車の環境性能割を1%とするものです。

議案の19ページをお開きください。

上から2段目となります。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第80条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

議案説明資料4ページにお戻りください。

施行につきましては、改正項目5番に同じとなります。

次に、改正項目8番、軽自動車税の種別割の税率の特例で、条項は附則第16条、改正内容は、軽自動車税のグリーン化特例について三段階で改正するもので、今回(第2段)の改正では、重課の規定を整備し、令和2年度分及び令和3年度分の軽課を新設するものです。

議案の19ページをお開きください。

中段の第2項からとなります。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第81条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ) 3,900円、1,000円。第2号ア(ウ) a 6,900円、1,800円、1万800円、2,700円。第2号ア(ウ) b 3,800円、1,000円、5,000円、1,300円。

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第81条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ) 3,900円、2,000円。第2号ア(ウ) a 6,900円、3,500円、1万800円、5,400円。第2号ア(ウ) b 3,800円、1,900円、5,000円、2,500円。

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第81条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ) 3,900円、3,000円。第2号ア(ウ) a 6,900円、5,200円、1万800円、8,100円。第2号ア(ウ) b 3,800円、2,900円、5,000円、3,800円。

議案説明資料4ページにお戻りください。

施行につきましては、令和元年10月1日、適用につきましては、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用するものです。

次ページまいります。

次に、改正項目9番、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例で、条項は附則第16条の2、改正内容は、改正項目8番の改正に伴う規定の新設で、納付すべき種別割の額について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により認定等が取り消されたものであるときは、

当該認定等の申請をした者等を軽自動車の所有者とみなして、種別割に関する規定を適用すること等の措置を設けるものです。

議案の20ページをお開きください。

1番下の段からとなります。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第82条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

議案説明資料5ページにお戻りください。

施行につきましては、改正項目8番に同じとなります。

次に、区分、町民税、改正項目10番、個人の町民税の非課税の範囲で、条項は条例第24条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、子どもの貧困に対応するため、令和3年度以後の個人の町民税について、前年の合計所得が135万円以下の単身児童扶養者を非課税措置の対象に加えることとしたものです。

施行につきましては、令和3年1月1日、適用につきましては、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものです。

次に、区分、軽自動車税、改正項目11番、軽自動車税の種別割の税率の特例で、条項は附則第16条、改正内容は、軽自動車税のグリーン化特例について3段階で改正するもので、今回（第3段）の改正では、令和4年度分及び令和5年度分の軽課の対象を電気自動車等に限った上で新設するものです。

議案の22ページをお開きください。

1番上の第5項となります。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第81条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

議案説明資料5ページにお戻りください。

施行につきましては、令和3年4月1日、適用につきましては、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によるものです。

次に、改正項目12番、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例で、条項は附則第16条の2、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、改正項目11番の改正に伴う規定の整備で、「第4項」を「第5項」に改めるものです。

施行につきましては、改正項目11番に同じとなります。

議案の22ページをお開きください。

中段の第3条です

(標茶町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 標茶町税条例等の一部を改正する条例（平成28年標茶町条例第18号）の一部を次のように改正する。

議案説明資料6ページにお戻りください。

区分、軽自動車税、改正項目13番、平成28年条例改正第1条の2で、条項は平成28年条例改正第1条の2、改正内容は、附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率について、消費税引き上げに伴う臨時的な軽減措置であることから、規定を整備するもの、また、附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例について、重課の規定を整備するもので、グリーン化特例の3段階の改正の第1段で令和元年度に限定した重課の規定を、令和元年度以降も適用できるよう改めるものです。

施行につきましては、公布の日とするものです。

議案の23ページをお開きください。

1番上の段からとなります。

(標茶町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 標茶町税条例等の一部を改正する条例（平成30年標茶町条例第21号）の一部を次のように改正する。

議案説明資料6ページにお戻りください。

区分、町民税、改正項目14番、平成30年条例改正第1条で、条項は平成30年条例改正第1条、改正内容は、条例第47条、法人町民税の申告納付で、大法人に対する申告書の電子情報

処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の措置について規定したものです。

議案の23ページをお開きください。

中段の第13項からとなります。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、または当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、または納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを町長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分または前項の届出書の提出があったときは、これらの処分または届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出または法人税法第75条の4第3項もしくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出または処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

議案説明資料6ページにお戻りください。

施行につきましては、公布の日とするものです。

次に、改正項目15番、平成30年条例改正附則で、条項は平成30年条例改正附則、改正内容

は、改正項目14番の改正に伴う規定の整備です。

施行につきましては、公布の日とするものです。

議案の24ページをお開きください。

下から2段目の附則でございますが、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第50号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 議案の16ページで、「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」の等が入ったのですがこの違いを説明してもらいたいということと、21ページ、「135万円以下」、今までは125万以下だったのですか。2年後には135万以下ということになるんですが、大体何世帯くらいふえると見込まれますか。この2点です。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・服部君。

○税務課長（服部重典君） お答えいたします。

扶養親族申告書に等が入った理由であります。もともと扶養親族申告書には扶養親族以外の情報も記載して提出する様式となっておりまして、例えば扶養親族以外に障がい者控除に該当するとかですね、寡婦控除に該当するとかそういった状況も合わせて書類で提出することになっておりますので、その旨で文言を整理したものと考えております。

それと135万円に上がって新たにふえるというご質問であります。もともと給与所得控除が10万円下がるんですね、これまで最低65万の控除があったんですが、それが55万に下がるので実質その分基礎控除とか上がることになるので、そういったものを考えると人数的には変わりはないものと考えております。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第50号は原案可決されました。

◎議案第51号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第51号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君）（登壇） 議案第51号、標茶町保育所条例の一部を改正する条例の制定についての提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」に基づき、本年10月1日に開始される幼児教育・保育の無償化との整合性を図るための改正でございます。

保育の必要性の認定の基準につきましては、内閣府令で定めることとされており、保護者の労働時間の下限を除いては、町条例で定める必要がなくなることから所要の改正を提案するものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案書の27ページ、及び議案説明資料22ページをお開きください。なお、議案説明資料につきましては、新旧対照表となっておりますので、あわせてご参照願います。

議案第51号 標茶町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町立保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

次ページをお開きください。

標茶町立保育所条例の一部を改正する条例

標茶町立保育所条例（昭和34年標茶町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

附則

（施行期日）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

以上で、議案第51号の提案趣旨並びに内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第51号は原案可決されました。

◎議案第52号

○議長(菊地誠道君) 日程第6。議案第52号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長・伊藤君。

○住民課長(伊藤順司君)(登壇) 議案第52号、標茶町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第152号)の一部改正に伴い、旧氏による印鑑を登録することができるようにするとともに、性別の取り扱いに配慮することを目的に「男女の別」の事項を削除することとし、あわせて所要の改正を提案するものです。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の29ページ、及び議案説明資料24ページをお開きください。なお、議案説明資料につきましては、新旧対照表となっておりますので、あわせてご参照ください。

議案第52号 標茶町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開きください。

標茶町印鑑条例の一部を改正する条例

標茶町印鑑条例(平成12年標茶町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

これにつきましては、字句の修正によるものでございます。

第5条第2項第1号中「、名もしくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)または氏名」を「、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)もしくは通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)または氏名、旧氏」に改め、同項第2号中「その他氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第3項中「記録」を「記載が」に改める。

第5条につきましては、登録印鑑の制限を規定しているもので、その制限から旧氏を除く

よう改正するもので、あわせて所要の改正を行うものであります。

第6条第1項第4号中「(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)」を「(氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。))がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該通称)」に改め、同項第6号を削り、同項第7号中「記録」を「記載が」に改め、同号を第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同条第2項中「(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。))」を削る。

第6条につきましては、印鑑登録原票に登録する事項を規定しているもので、その事項に旧氏を加えること、また男女の別を除外する改正とすること、あわせて所要の改正を行うものでございます。

第9条第1項第5号中「または」を「(氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)もしくは」に改める。

第9条につきましては、登録の抹消について規定したものであり、旧氏に該当する字句を加えたことによる改正でございます。

第11条第1項第1号中「(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)」を「(氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該通称)」に改め、同項中第3号を削り、同項中第4号を同項第3号とし、同項第5号中「記録」を「記載が」に改め、同号を第4号とする。

第11条につきましては、印鑑登録証明書の交付について規定したものであり、証明書に登録する事項に旧氏を追加し、また、男女の別を削除することとあわせて所要の改正を行うものでございます。

附則としまして、

この条例は、令和元年11月5日から施行するというものでございます。

以上で、議案第52号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第52号は原案可決されました。

◎議案第53号ないし議案第54号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。議案第53号、議案第54号を一括議題といたします。

議題2案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第53号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和元年度一般会計補正予算（第2号）であります。道路整備、町有施設整備などに資するため、歳入歳出それぞれ2億2,485万5,000円を追加し、総額を115億9,492万8,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、プレミアム付商品券事業2,000万円、マテリアルリサイクル推進施設整備事業7,040万円、合併処理浄化槽設置整備事業補助金350万円、茅沼地区観光宿泊施設改修事業1,400万円、住戸改善事業559万9,000円、補修工事請負費7,000万円などを計上いたしました。

他会計への繰出金につきましては、介護保険事業特別会計へ319万1,000円を追加いたしております。

一部事務組合への負担金につきましては、川上郡衛生処理組合負担金で158万1,000円の減額をしております。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、地方交付税、町債の増額及び前年度繰越金を充当し、収支のバランスを図ったところであります。

また、継続費で1件、地方債で2件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

令和元年度標茶町一般会計補正予算（第2号）

令和元年度標茶町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,485万5,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億9,492万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の補正は「第2表 継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

12ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただいままでの説明と重複しますので説明を省略いたします。

4ページをお開きください。

第2表 継続費補正です。

4款衛生費、2項清掃費、事業名はマテリアルリサイクル推進施設整備事業。

補正前の総額4,950万円、年割額31年度650万円、32年度4,300万円を補正後の総額ゼロ円、年割額元年度ゼロ円、2年度ゼロ円とするものです。

18ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。

4款衛生費、2項清掃費、事業名マテリアルリサイクル推進施設整備事業。全体計画の計で申し上げます。補正前の年割額4,950万円、国道支出金1,650万円、地方債3,290万円、一般財源10万円、当該年度支出予定額650万円、当該年度末までの支出予定額650万円、翌年度以降支出予定額4,300万円、継続費の総額に対する進捗率、31年度13.1%、32年度86.9%、計で100%を補正後の部分につきましては全てゼロ円とするものでございます。

5ページをお開きください。

第3表 地方債補正です。

起債の目的、1 過疎対策事業、マテリアルリサイクル推進施設整備。補正前の限度額5億4,390万円に1億2,850万円を追加し、補正後の限度額を6億7,240万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じであります。

次に、6 臨時財政対策債。補正前の限度額1億8,200万円から、1,476万6,000円を減額し、補正後の限度額を1億6,723万4,000円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じであります。

合計では、補正前の限度額12億3,680万円に、1億1,373万4,000円を追加し、補正後の限度額を13億5,053万4,000万円とするものです。

19ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額12億

3,680万円に、補正額1億1,373万4,000円を追加し、補正後の額を13億5,053万4,000円とするものです。当該年度末現在高見込額につきましては、補正前の額120億4,292万6,000円に、補正額1億1,373万4,000円を追加し、補正後の額を121億5,666万円とするものです。

以上で、議案第53号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君）（登壇） 議案第54号の提案趣旨並びに内容について、ご説明申し上げます。

本案は、令和元年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

主な内容でございますが、保険事業勘定では、平成30年度実績に基づく、介護給付費負担金、地域支援事業交付金、支払基金介護給付費の清算にともなう返還金とシステム用PCの購入費用、並びに基金積立金を計上させていただきました。

また、サービス事業勘定の歳出では、デイサービスセンターの送迎用車両の更新費用を計上させていただいております。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

1ページをお開きください。

令和元年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,809万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,511万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ519万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,897万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いまして説明いたします。

11ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから5ページの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案54号の提案趣旨並びに内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました、議題2案は直ちに議長を除く12名で構成する「議案第53号・議案第54号審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題2案は、議長を除く12名で構成する「議案第53号・議案第54号審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することに、決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午後2時50分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号ないし認定第8号

○議長(菊地誠道君) 日程第8。認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました認定8案は、議長・監査委員を除く11名で構成する「平成30年度標茶町各会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました認定8案は、議長・監査委員を除く11名で構成する「平成30年度標茶町各会計決算審査特別委員会」に付託し、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

◎議案第55号

○議長(菊地誠道君) 日程第9。議案第55号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君)(登壇) 議案第55号の提案趣旨の説明申し上げます。

本案につきましては、現教育長の任期が令和元年9月30日をもって任期満了となるため教

育長に次の者を任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

議案第55号 教育長の任命について

下記の者を教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町麻生5丁目21番地。氏名は島田哲男。生年月日は昭和31年7月26日。職業は地方公務員であります。島田氏の経歴につきましては、議案説明資料により説明を省略させていただきますが、皆さんご承知のとおり平成28年10月1日から教育長としてその職責を果たしていただいております、引き続きその職責を果たすことができる最適任者と判断いたしましたので教育長として任命を願うべく提案申し上げる次第であります。

なお任期につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、任期は令和4年9月30日までの3年間です。

ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。議案第55号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し直ちに採決をいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって直ちに採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立全員であります。

よって、議案第55号は原案同意されました。

◎議案第56号

○議長（菊地誠道君） 日程第10。議案第56号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第56号の提案趣旨の説明を申し上げます。

本案につきましては、令和元年10月31日をもって任期満了となる固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第56号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条の規定によって、議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町開運9丁目7番地。氏名は高橋春男。生年月日は昭和38年4月3日であります。高橋氏の経歴につきましては、議案説明資料により説明を省略させていただきますが、標茶農協の参事を務めており、識見の高い方であります。ご審議をいただきご同意を賜りますようお願い申し上げます、議案第56号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し直ちに採決をいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって直ちに採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立全員であります。

よって、議案第56号は原案同意されました。

◎意見書案第13号

○議長（菊地誠道君） 日程第11。意見書案第13号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第13号を採決いたします。

意見書案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第13号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第14号

○議長(菊地誠道君) 日程第12。意見書案第14号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第14号を採決いたします。

意見書案を原案どおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第14号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第15号

○議長（菊地誠道君） 日程第13。意見書案第15号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第15号を採決いたします。

意見書案を、原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第15号を原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立少数であります。

よって、意見書案第15号は原案否決されました。

◎意見書案第16号

○議長（菊地誠道君） 日程第14。意見書案第16号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第16号を採決いたします。

意見書案を、原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第16号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立少数であります。

よって、意見書案第16号は原案否決されました。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(菊地誠道君) 日程第15。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長(菊地誠道君) 日程第16。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第125条の規定により、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長(菊地誠道君) ただいま、議案第53号・議案第54号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたします。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第53号・議案第54号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第53号ないし議案第54号

○議長(菊地誠道君) 議案第53号・議案第54号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第53号・議案第54号審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第53号・議案第54号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

た。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、令和元年標茶町議会第3回定例会を閉会いたします。

（午後 3時16分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

菊 地 誠 道

署名議員 7 番

館 田 賢 治

署名議員 8 番

深 見 迪

署名議員 9 番

本 多 耕 平

署名議員 10 番

黒 沼 俊 幸